

第 3 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 6 年 1 月 2 0 日

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

西脇市・黒田庄町合併協議会

第3回西脇市・黒田庄町合併協議会会議録索引

項目	議 題 名 等	頁 数
報告事項		
報告第15号	「住民意向調査」の結果について	5～8
報告第16号	新市まちづくり計画検討小委員会活動について	8～9
協議事項		
協議第9号	新市の事務所の位置について	9～25
協議第10号	財産の取扱いについて	25～31
協議第11号	一般職の職員の身分の取扱いについて	31～37
協議第12号	条例・規則等の取扱いについて	37～40
協議第13号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	40～42
協議第14号	慣行の取扱いについて	42～53
協議第15号	各種事業（都市交流事業）の取扱いについて	53～56
協議第16号	各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて	56～57
事前提案事項		
協議第17号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	58～61
協議第18号	地方税の取扱いについて	61～64
協議第19号	特別職の身分の取扱いについて	64～66
協議第20号	使用料・手数料等の取扱いについて	67～68
協議第21号	国民健康保険事業の取扱いについて	68～70
協議第22号	介護保険事業の取扱いについて	70～72

第3回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年1月20日（火）

午後1時30分から

場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター

3F マナビータ・ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第15号 「住民意向調査」の結果について

報告第16号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

(2) 協議事項

協議第9号 新市の事務所の位置について

協議第10号 財産の取扱いについて

協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 条例・規則等の取扱いについて

協議第13号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

協議第15号 各種事業（都市交流事業）の取扱いについて

協議第16号 各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

(3) 事前提案事項

協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 地方税の取扱いについて

協議第19号 特別職の身分の取扱いについて

協議第20号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第22号 介護保険事業の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第4回 2月19日（木） 黒田庄町中央公民館

第5回 3月19日（金） 西脇市コミセン 西脇区会館

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	清 瀬 英 也	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	西 山 勝 敏	出	
	宮 崎 好 史	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
田 邊 陽 一	出	局長代理	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	黒 田 辰 雄	西脇市企画課主幹
〃	芝 本 満	黒田庄町企画振興課長
総務・企画部会長	浦 川 芳 昭	西脇市企画総務部総務担当次長
総務・企画副部会長	杉 原 慶 一	黒田庄町総務課長
税務部会長	和 田 忠 治	西脇市企画総務部税政担当次長
県民局	藤 田 和 己	北播磨県民局市町振興・防災課長

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 434 389 465">事務局長</p> <p data-bbox="268 725 389 757">内橋議長</p>	<p data-bbox="699 376 1102 407">(開 会 午後1時30分)</p> <p data-bbox="448 434 1321 696">お1人様、まだお見えじゃないんですけども、定刻がまいりましたので始めさせていただきます。お忙しいところ、ご苦労さまでございます。それでは、早速でございますが開会を議長の方からよろしく願いをいたしたいと思えます。議長、よろしく願いします。</p> <p data-bbox="448 725 1321 931">皆さんこんにちは。きょうは第3回の西脇市・黒田庄町合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p data-bbox="448 960 1321 1106">新しい世紀の幕開けから4回目の新しい年を迎えまして早二十日を過ぎましたけれども、今年もどうぞよろしく願いをいたします。</p> <p data-bbox="448 1135 1321 1509">さて、昨年は海外でのいろんなテロ事件が頻発し、世界情勢が大変不安定の中、国内におきましても幼児の虐待、凶悪な犯罪が多発するなど、何かと暗いニュースが続きましたが、この出来事が私たちの今世紀に取り組まなければならない課題であるというふうに認識をいたしております。また、年末には西脇工業高校が全国高校駅伝におきまして3位に入賞いたしました。私たちに大きな感動を与えてくれたところでございます。</p> <p data-bbox="448 1538 1321 1861">そのような中で、昨年の11月にはこの西脇市と黒田庄町合併協議会を設置して、各委員の皆様のご協力を得ながら本格的な協議を始めました。12月の第2回の協議会では基本的な協定項目であります新市の名称を決定いただくなど、皆様方には熱心なご協議をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げたいと思えます。</p> <p data-bbox="448 1890 1321 1973">本年は、特にその重要な節目の年になるというふうに思われます。平成17年3月の合併特例法の期限までに両市町の地域特性</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>を生かした新しいまちづくりに向けて協議を重ねまして、住んでよかったと実感できる新市、西脇市の誕生を旨ざしたいと、決意をしているところでございます。</p> <p>今後も、この新市の重要な施策をご協議いただくこととなりますが、引き続きましてよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして会議の議長を努めさせていただきます。</p> <p>本日、県民局から小畑委員の代理として田邊参事にご出席をいただいております。会議の出席委員は19名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。</p> <p>それでは、ただいまより第3回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、会議次第2の会議録署名委員の指名でございます。今回の会議録署名委員には西脇市の浅田康子委員、黒田庄町の西村萬里子委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。まず、報告事項でございます。報告第15号住民意向調査の結果について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、住民意向調査の結果についてご報告いたします。かなりのボリュームになっておりますので、会議運営上要点だけを説明させていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。それでは、資料住民アンケート調査結果報告書の、まず2ページから3ページをお願いをいたしたいと思います。</p> <p>昨年の11月、両市町の住民の生活実態、新市の将来像についての住民の意向の把握を行い、新市のまちづくり計画に生かしていくことを目的として、16歳以上の4,000人を対象に実施をいたしました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>前回の協議会で、中間報告として年代別の回答率を10代が一番低く24.6%と報告いたしましたが、数字に誤りがございました。この3ページの年代別の表をごらんをいただきたいと思います。16歳以上10代では42.1%という結果になっておりますので訂正をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、調査の結果について、まず8ページでございます。生活の行動範囲ですが、通勤・通学は40.7%と西脇市が最も多く、9ページの医療品、日用品の買い物でも西脇市が70%、10ページの衣料・家電製品等の高価な買い物でも44.7%、11ページレストラン・飲食店の利用でも60.7%、いずれも西脇市が最も高くなっており、日常生活において西脇市での行動が多く、生活圏の一体性が伺えます。</p> <p>12ページの文化鑑賞やスポーツ観戦及び14ページのよく行く行楽地では神戸市、大阪市への行動が最も多く、比較的阪神間へのアクセスが容易なため行動範囲が広域化し、大都市圏への行動も多くなっていると考えます。</p> <p>13ページの文化活動やスポーツ活動への参加ですが、西脇市が30.0%、黒田庄町が10.1%と市町の内での行動が多く見られ、文化活動やスポーツ活動の場は両市町内に充実していることが伺えますが、その中で行動しないと答えた人が全体の3割を超えております。</p> <p>15ページ、病院・診療所の利用、16ページ、福祉施設の利用は西脇市、黒田庄町が多く、1市1町内には一定の整備がなされている状況が伺えます。</p> <p>次に17ページから、これは定住意向についての結果でございますが、「できれば住み続けたい」「一時的に転居するが将来は落ち着きたい」という、定住を希望する人が7割を超えております。一方、18ページの一番下のグラフでわかるように、年齢が若くなっていくに従って、定住意向が低く、若年層の定住を促す</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>施策が重要な課題と言えます。</p> <p>次に、23ページからまちの現状の満足度になりますが、25ページのグラフをごらんをいただきたいと思います。このグラフのゼロの線を境に、右が満足度、左が不満足度となります。全体として、満足度が低い傾向が見られますが、満足度が高い項目は「上水道・下水道の設備」「幼稚園・小中学校施設の充実」「保健サービスの充実」などが挙げられております。一方、満足度が低い項目は、「公共交通の利便性」「地域内の雇用の確保」「新規企業の誘致」「新産業の創出」などとなっております。利便性の低い公共交通基盤と、低迷する経済雇用状況が反映された結果となっております。</p> <p>都合で少し飛びますが、50ページからでございます。これからは、合併したまちの将来についてでございます。全体集計では、「医療・福祉サービスが充実した、健康で安心して暮らせるまち」「働く場がたくさんあるまち」「災害、事故、犯罪のない安全なまち」等が強く望まれている将来像であると同えます。産業や公共交通に対しては満足度が低いため、これらの施策の充実した将来像が望まれており、医療や福祉分野においては、高齢化社会の到来や社会保障制度の改革等が予想される将来への不安から、より一層の施策の充実が求められております。</p> <p>次に、54ページから合併に対する期待になりますが、全体では「職員や議員の削減により経費の節減や行財政運営の効率化が進む」、これが44.3%と最も多く、続いて「公共料金などの住民負担の低減が図られる」「地域のイメージアップにより企業誘致、若者の定住促進につながる」となっていますが、特に上位の2項目については割合が非常に高いことから、行財政の効率化と住民負担の低減に対する期待が大きいものと考えております。</p> <p>57ページからは、合併に対する不安です。「公共料金が高くなり、住民負担が重くなる」「中心地など一部の地域だけが発展</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>し、周辺部が取り残される」「行政区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」、この3項目がほかの項目より割合が非常に高いことから、住民の負担増、地域間格差、サービスの質の低下に対しての懸念を抱いていることが伺えます。特に、黒田庄町では合併による地域間格差や役所が遠くなることへの不安が大きいのと思います。</p> <p>63ページからは、自由記述欄に寄せられた意見をまとめておりますので、ごらんをいただきたいと思います。この調査結果を今後新市まちづくり計画の中にどのように生かしていくかを先日設置いただきました小委員会で検討いただき、その協議内容をこの協議会にもお諮りをしていく予定になっております。なお、調査結果の概要につきましては、2月1日に協議会の広報を発行いたしまして、及びまたホームページにも記載する予定でございます。</p> <p>以上、報告を終わらせていただきます。以上でございます。</p> <p>報告第15号住民意向調査の結果について報告が終わりました。この住民意向調査につきましては、第1回の協議会で報告をいたしましたとおり、新市のまちづくり計画を策定する基礎データとして活用することとなりますことを申し添えておきたいと思っております。</p> <p>続きまして、報告第16号新市まちづくり計画検討小委員会活動について。この報告につきましては、前回の協議会で小委員会の設置を決定いただきまして、早速第1回の小委員会を開催いただきました。また、小委員会の委員長には黒田庄町の長谷川委員さんにお世話になることに決まっておりますので、長谷川委員長より報告をしていただきます。</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
長谷川委員長	<p>失礼します。最終の83ページをお開き願いたいと思います。第1回の会合ということで、小委員会の進め方、それから小委員</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>会の運営方法についての確認をしております。</p> <p>運営方針につきましては、会については協議会と同様に原則公開とすることを確認いたしました。会議録についても、協議会と同様に作成し、ホームページ上で公開を含め、公開の対象とすることに確認しております。</p> <p>今後の小委員会の進め方についてですけれども、第2回協議会で確認した新市まちづくり計画策定方針に基づき策定していくことを確認しております。</p> <p>小委員会では、今後の毎月1回を目途に計画素案の策定までの全5回開催する予定で、ただし便宜的に開催については協議の状況等に応じて検討することにいたしました。</p> <p>将来構想の策定手順については、計画前半を構成する将来構想部分の策定手順について事務局から説明を受け、作業の方について確認しております。</p> <p>それから、計画の先進事例として計画の具体的な事例として、養父郡の4町新市まちづくり計画を参考に、構成内容等について事務局から説明を受けました。</p> <p>その他ですけれども、第2回小委員会の開催については、この1月の29日午後3時からこの学習まちづくりセンターにおいて、住民意向調査の結果についての報告を受け、両市町の現状、それから主要課題についての報告と協議をする予定にしております。</p> <p>3番目に、新市の将来像、基本理念についてそれぞれワークショップ形式で協議をする予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、報告第16号新市まちづくり計画検討小委員会活動について報告が終わりました、小委員会の委員の皆さんには、引き続きお世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上で、報告事項は終わりました。</p> <p>続きまして、これから協議事項に移ります。まず、協議第9号</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p>	<p>新市の事務所の位置について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第9号について資料の1ページをお開きをお願いしたいと思います。</p> <p>(1) 新市の事務所の位置は西脇市郷瀬町605番地(現在の西脇市役所)とする。</p> <p>(2) でございます。現在の黒田庄町の役場につきましては、当分の間、新市の支所(地域総合事務所)とする。という提案でございます。</p> <p>この、地域総合事務所のあり方につきましては、1つは合併により生まれた新たな自治体が、その合併の趣旨、目的を達成させる視点として、行財政の効率や早期の一体性の確保を図ること。</p> <p>2つ目に、住民サービスが急激に低下しない業務体制を確保し、住民の不安、不満を増大させることとならないように配慮する。</p> <p>3つ目に、旧市町の地域における歴史や特性を生かした個性ある施策を、地域の魅力を高める取り組みへ発展させること。このような基本的な考え方をもとに、詳細につきましては専門部会、幹事会を経て、次回の提案でございます事務組織及び機構の取扱いの協定項目の中で調整するとともに、新市まちづくり計画検討小委員会の中でも協議を願い、協議会に提案をしていくところでございます。</p> <p>本日は、この4ページの資料にありますように、本庁方式で既存の施設を利用して事務の効率を図り、支所での住民サービスの低下しない業務体制を考慮した新市の事務所の位置の提案でございます。よろしく願いをいたします。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>協議第9号新市の事務所の位置について説明が終わりました。</p> <p>新市の事務所の位置は、現在の西脇市役所とする。また、現在の黒田庄町役場については、当分の間新市の支所(地域総合事務所)とする。という提案でございます。ただいまの、協議第9号</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>につきまして、ご質問、またご意見等をお受けしたいと思います が、発言の際には大変恐縮ですが、お名前を先に言っていただい てからお願いをいたしたいと思います。</p> <p>それでは、何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。は い、どうぞ。</p>
三谷委員	<p>三谷康です。基本的には、議案 9 号に対して異議はないわけ ですけれども、2 項の（地域総合事務所）とする。について、私の思 いを述べたいと思いますので発言の許可をお願いしたいと思います です。</p>
内橋議長	<p>はい、どうぞ。</p>
三谷委員	<p>合併の特例措置についてのこの辺の見直し等については、十分 承知するわけですが、発足する新市の市政に対する、また地 域社会に対する希望は十分抱くわけですが、現在の住民意識 を考査するときに、地域総合事務所の位置づけを確固たるもの にする必要があるのではないかと考えております。</p> <p>その理由について簡単に申し上げてみたいと思いますが、今 後、地方分権が進み官主体から民主体への行政の移行、住民が一 体となった行政も一体となった地域振興が、特色ある地域振興が 進められなければならないと思っております。</p> <p>それには、各分野、自治組織を含めて住民一人一人が責任ある 自己責任をもって市政参画、権利を主張し、すなわち権利を主張 し義務を果たすというふうな、そういう体制をつくりあげてい かなければならないと思います。</p> <p>この思いが全市に広がることによって、よりその目的である行 政改革の一環の引き金となるのではないかというふうな考えを、 私なりに持っております。</p> <p>以上のような観点から、（地域総合事務所）養父市の事例にあ りますように、支所は地域振興局とするというふうな養父市の事 例のような、そういう確固たるものにすべきでないかと、そうい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 副幹事長</p>	<p>う思いを募らせておりますので、ご賢察のほどをお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。事務局お願いします。</p> <p>幹事会の副幹事でございますけれども、私の方から、まあご質問ではございませんので、これからの方向ということで少し幹事会の中で意見調整をしておりますようなことをご報告申し上げたいというふうに思います。</p> <p>まず、一番最初にお断りをしなければならないのは、私どもが提案をさせていただいてございますのは、本庁方式の既存の施設の利用ということの中で、地域総合事務所をどうするかということが一つのテーマになっております。</p> <p>今、三谷委員の方からご指摘がありました養父郡の例は分庁方式というのがベースになってございますので、そのところは少し違っているところがあるかと思えます。そこにも上げておりますとおり、分庁方式ということになりますと、行政機構のその組織の中で担当していただくような機能を、その庁舎に機能づけをしていくというような考え方でございますけれども、そういう考え方は現在はしておりません。ただ、三谷委員のおっしゃいました中で、地域特性なり、あるいは住民参加のまちづくりなりというところが私どもも気をつけていかねばならないところだろうというふうに考えているところでございます。</p> <p>もう一度、中身につきましてはこれから専門部会の中で検討させていただきますので、きょうの議題につきましては総合的な方向をご調整をいただくというのが趣旨でございますけれども、本来のその合併のことを考えますと行財政の効率化、あるいは地域の一体性の確立というのが一番大きな狙いであるということから考えますと、統合、一元化するというのも基本的な考え方であろうというふうには、思っております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1883 389 1917">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1942 389 1975">三谷委員</p>	<p data-bbox="448 315 1321 696">ただ、そうは言いましてもこれまでいろんな歴史の中で、長い間かかって築かれてきました市民生活、あるいはそれに基づくルール、それから黒田庄町の役場での親しみ、あるいは住民サービス等の機能等、いろんなものがございまして、その上に新たに地域特性、これからのまちづくりの問題、これまでやってこられた経過というのもあるわけでございますので、地域でなれ親しんでこられました実態があるのは事実だと思います。</p> <p data-bbox="448 721 1321 1160">その中で、支所、あるいは当分の間としておりますのは、同時にはなくすことができないという思いは同じように持っております。小さな自治体の特性を生かしながら、新たなまちづくりを進めていくことが重要な課題であるということは認識もしておりますので、今後の自治体の運営を考えましても、黒田庄町がお持ちになってるような地域を大切にしまちづくりを進めるという思いを、全市、全エリアに広げていくというのも今後のまちづくりの重要な施策であろうと。</p> <p data-bbox="448 1184 1321 1570">そういうことから申しますと、できる限り早く、今三谷委員がおっしゃいましたような考え方を全市に広げていくというのが、ひとつのまちづくりの方法ではないのかというような議論をしたわけでございます。そういう中で、当分の間、地域特性を踏まえながら地域で、現地で解決できるような問題については地域総合事務所として考えていくのがいい方法ではないのかというのは、今現在も持っております基本的な考え方でございます。</p> <p data-bbox="448 1594 1321 1861">具体的には、組織機構ということで、また後日にご審議をいただくこととなりますけれども、それまでの間、基本的な考え方として今後の調整の基本としてそういう考え方を持っているというのをご報告をさせていただいて、ご了承を賜りたいというように思っております。</p> <p data-bbox="480 1886 699 1919">よろしいですか。</p> <p data-bbox="480 1944 1118 1977">よろしいです。再度のご賢察を願えればそれで。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>今言いましたように、この具体的な内容等につきましては、人事、組織等もごございますし、また後で調整をしなければならんというふうに思っております。</p>
北脇委員	<p>ほかに、ご質問なりご意見、はいどうぞ。北脇委員。</p> <p>黒田庄町の北脇です。この前、私、議会の委員会などで再度確認の意味でお伺いするんですが、総合事務所が、今、幹事の方から説明があった、その方法については理解をしているんですが、ここにも「当分の間」と。当分の間というのは5年やろか、10年やろかというような、いろいろな意見が出た中で、うちの副会長なり幹事長であります助役さんからの方も、この前説明したやないかというようなことがありますけども、改めて方向としてね、当分の間というのはどういう具合にこの協議がなされた上での年数なり、そういう方向に向けて、まあ年数は切れとは言いませんが、ある程度目途、協議がなされた間についてきちっと成立するというような方向があれば、確認の意味でひとつ教えていただいたら、そういうふうに思います。</p>
内橋議長 幹事長	<p>それじゃ、事務局の方からお願いします。</p> <p>幹事の藤原でございます。当分の間というのが、いつの間かないうご意見でございますが、今幹事会の中でもその意見を今日までいろいろ論議をしてきました。</p> <p>今回の合併につきましては、基本的にはやはり行財政改革をしてスリム化をするということのも合併の大きな目的でございますし、当然その中で職員の削減を逐次図っていくというのが大きな課題でございます。</p> <p>そういった中で、今行政側では、今事務事業の一元化を目指してそれぞれの担当部署で研究の最中ございまして、専門部会と申しますか、そこで今調整をしておるところでございます。</p> <p>非常に大まかなこととなりますが、例えば税でありますとか、介護保険でありますとか、国民健康保険の公共料金の問題をどう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員 内橋議長 東野委員</p>	<p>するのか。上下水道の問題、幼稚園・保育園の問題、住宅使用料の問題、給食の問題、いろいろな課題がいっぱい出てくるんだと思いますが、その中で合併時に統一できるもの、また期間を置いて2年で統一をするもの、3年で統一するもの、5年で統一するもの、そういった課題が今後いろいろ専門部会の中で出てこようかと思いますが、そういった統一する時期までは、例えば上下水道でありますと、それまでの期間は、維持管理はだれが行うのか、どこでやるのかといったことが出てまいります。</p> <p>そうしますと、自然的にそこに総合事務所の中で職員配置の問題も出てくるわけございまして、そういったことを行政の側として専門部会で調整をさせていただいて、そうして1市1町の幹事会の中ですり合わせをさせていただいて、今來住幹事の方からありましたように、それをこの協議会の中へ、こういったものにまとめ上げましたがいかがでしょうかといったことで、提案をさせていただきたい、このように思っております。</p> <p>だから、当然当分の間というのはいつになるんやということでございまして、それぞれによって1年、3年、5年といったようなものが出てくるだろうと思います。そのときに、すべて1年目に統合できなかったものが、5年間はやる、10年はやるといった当分の間ではございません。そういった方向で、今調整進めておりますので、ご理解を賜りたい、このように思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに。はいどうぞ。</p> <p>多分、関連した質問になるかと思うんですけども、兵庫県から出されています合併後の旧市町の自立的運営の保障システムという、そういうものが県の方から出されております。そのシステムが生かされる形で、支所として残していただけるんでしょう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 副幹事長</p>	<p>か。</p> <p>概要、目的に沿って、また仕組みについては地域の意見を代表し、相当程度の権限を持ちながら、本庁と調整する役職として地域担当助役を地域総合事務所に設置すると、この県のシステムの中にもありますが、そういうような形を、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>それから、小委員会の中で議論されると申されておりましたので何ですが、支所とか組織、業務等、まだ見えてきませんので、今後どのような形で決まっているんだろうかなという思いを持っております。</p> <p>事務局からお願いします。</p> <p>県の方から2つのシステムの提案があるわけでございますけれども、今、幹事会の中で議論をしておりますのは、どちらを採用するとかっていうところまではまだやってはおりません。ただ、先ほど三谷委員、あるいは北脇委員がおっしゃいました中で、それぞれの特性を生かした地域からのまちづくりみたいなこと、あるいは参画と協働のまちづくりみたいなことが発揮のでき得る、そのシステムというのを考えていかねばならないだろうというふうに思っているところでございます。</p> <p>中には、どちらかということよりも、いろんな機能をこれから検討してまいりまして、どういう支所として機能を果たしていけばいいのか。しかも、当分の間と入れておりますのは、できる限り早く統合させなければならないという一方の課題があるわけでございますので、努力としましては地域総合事務所をできるだけ一般標準化させていく必要が一方ではあるだろうというふうに思っているところでございます。</p> <p>黒田庄町だけの総合事務所ではなくて、それがまちづくりの基本ということで、新市まちづくり計画等が考えられていくと思うんですけれども、そういうのがまちづくり計画の中に組み入れら</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
三谷委員	<p>れますと、これは全市的な方向として打ち出していく必要があろう。そうなりますと、標準化できるわけでございますので、期間であるとか方針についてはまだ決まっておられませんけれども、そういうところは大事にしながら検討をこれから重ねていくということで、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>三谷康です。当分のという問題に関しても、理解しておるわけですが、ただ先ほどの幹事さんの説明の中で、やはりいろんな事務的な問題を含めた問題の中での行政改革というふうな問題を提起されたわけですが、基本的には合併なり基本的な考え方というのは、行政改革も大事ですが、ひいては新市民が幸せになるということが基本的な考え方であり、それがすなわち行政改革につながると、そういうような認識を僕としては持っております。</p> <p>そういう状況の中から、今後いろんな組織なりそれからいろんな形で進められていく状況の中で、あくまでも地域総合事務所をここに2項目に対しては黒田庄町という形があるわけですが、それは先ほどの幹事さんの説明にもありますように、全市に広げたひとつの地域の活性化の発信地という言い方は語弊かもわかりませんが、やはり新市の百年の計に沿った地域の振興ということを踏まえた、そういう大きな意味合いの持つ状況の中で進めていかなくてはならないと思いますので、先ほど申し上げましたように、行政改革は大事ですが、それはあくまでも事務的な問題であって、基本は住民の幸せは市民の幸せになる。それがすなわち行政改革につながるという認識を踏まえた中で、今後の課題としてご検討を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
内橋議長 岩崎委員	<p>はい、ありがとうございました。岩崎委員。</p> <p>西脇市の岩崎ですが、まずこの合併によって一番大事なことってというのは、やっぱりひとつの柱というのがありまして、行政の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>スリム化ということがまずうたわれておりますね。それと、やはり住民サービス、いわゆる行政サービスの向上ということが非常に大事な柱じゃないかと。</p> <p>そのような中で、今現在のこの新市のいわゆる事務所の位置というのは、これは私は西脇市と黒田庄町と、これはそれでいいんですが、これでは従来の住民のサービスはやはり同じだと私は理解をしております。</p> <p>といたしますのが、やはりこれだけ高齢化が進んで、いわゆる遠方の方々が、例えば印鑑証明を取りに来るのに、やはり今までどおり芳田の方が西脇まで来ないかん。住吉の方が西脇まで来ないかんというのは、非常に遠いというようなことで、私はこの事務所の位置をまださらにいわゆる出先機関というんですか。コミュニティセンターのようなものを各地区につくって、そこがいわゆる市の出先機関として、その中で簡単な、例えば住民票の発行とか、婚姻届の受理とか、いわゆる印鑑証明の発行とか、そういったようなものが簡単に取れるような出先機関も、事務所の位置としてそれを設置いたしていただきたいというふうな考えで、今この事務所の位置がただ単にこの2カ所だけではなしに、そのことによってコミュニティセンターがただその機能だけを果たすんじゃないし、さらにその地域の住民の方々のコミュニティを図りながら、地域づくり、いわゆるまちづくりということを踏まえて、今現在まちづくりというのが恐らく私の考えではほんの一部の方々のまちづくりになってしまっておって、やはり中心だけがよくなって、いわゆる僻地の方は全然まちづくりの方には参加もされてないし、興味もないという方が非常に多い。</p> <p>そのような中で、各地区にコミュニティセンターをつくって、全市挙げてのコミュニティ、いろんな中から西脇市全体がまちづくりに望んでいくというような形にとるということは、この今の本庁、黒田庄町の役場、この2つだけで新事務所を置くというこ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 副幹事長</p>	<p>とではなしに、広範囲に置いていただくようなことがご一考願えないかということ、ひとつ提案として申し上げておきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。幹事さんから何かありますか。</p> <p>おっしゃってる意味合い等はよく理解いたしました。今回の事務所の位置、総合事務所の物の考え方は、おっしゃいますとおり、ひとつには行財政改革の視点というのも避けて通れません。もう一つは、住民サービスを低下させない、あるいは住民の不安でありますとか、不満を増大させるようなことになっては、これ大変ですので、そういう機能も果たさねばならない。ここまでは、単に支所と考えればいいんじゃないかなという感じはいたします。</p> <p>その上に、地域総合事務所というあえて名前をつけておりますのは、それだけの地域の中で歴史なり特性なりいろんなものがあるわけでございますけれども、その魅力を高めながらまちづくりが行われるという、その住民主体のまちづくりの一番原点かもしれませんけれども、そういうものが発揮できる機能を上乘せをするのが、支所の上に地域総合事務所じゃないのかなというような、まあちょっと語弊がある言い方かもしれませんけれども、そんな思いが一番単純に理解できるというように私は思っているわけでございますが。</p> <p>それと、今岩崎委員がおっしゃいましたように、支所というのを各コミュニティセンターの中で行政事務のサービスの問題というのが出てきたわけでございますけれども、これは今回の議題とは別にまちづくり計画等の中でも組み込んでいくということのご提案として、幹事会として受け取らせていただくということによるしゅうございますでしょうか。</p>
<p>岩崎委員 清瀬委員</p>	<p>はい、それでよろしいです。</p> <p>今、総合支所方式のご意見につきまして、いろいろとご意見が</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>出とるわけですけども、西脇市議会としましてはこの点につきましては大きく問題になっておりません。</p> <p>私たちが今確認しておきたいと思いますのは、1番はもうこのままとしまして、2番目の当分の間の新市の支所とするということですが、これの再度確認だけはしておきたいなと思うんです。</p> <p>各地域の振興を図るための、例えば養父市の分庁方式的なご意見とかご期待とかいうお話も出ておりました。そういうことではなしに、当分の間支所にするということが明確にここには記載されておりますし、そのことを確認しておきたいと思います。</p> <p>それと、地域振興につきましては、行政が100%かかわらなかったとしても、地方であろうがやはりまちづくりというのはそれぞれの自らの力で最近活発に行われております。その地域のまちというものが統合、合併することによって、地域文化がなくなるというようなことは、私は考えられないのではないかと思います。</p> <p>祭りにしましても、その村での祭り、あるいはその地域での活動というのは市町が変わっても連綿と続けられてきておりますし、さらに一層の地域でのコミュニティを図っていくということにおいては、地域住民の皆さん方の熱意と力でこれからも伸ばしていけるのではないかと。それに助言するのに、市町が協力する場合には別に支所が方々になくてもできるのではないかと、私はこのように思っておりますので、合併の行財政改革、合併についての最大の目的というのは行財政改革でありますし、そのことによりまして市民の負担を軽減し、より市民サービスの向上を図るところにあるわけでございますから、地域の振興ということともう少し考えを別にしたいなと思っております。</p> <p>岩崎さんが言われておりましたいろんな住民サービスの点ですけども、今副幹事の方からお話がありましたけども、ITの情報網の活用によりまして、そういうことはどんどん解消できるんで</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>はないかと思えます。</p> <p>黒田庄町のように、例えばそういった市庁舎を支所的なものを今後ずっと充実さすということになりますと、これは先ほども副幹事の話がありましたように標準化することになりますと、西脇市内の全域の地域において同じようなことをしていかなければならないということにつながってきますし、そのことによる経費の増というのは大変大きな問題ではないかと。</p> <p>そういった意味のことも含めまして、住民サービスの向上を、岩崎さんが言われたようなことは、それは技術的には可能なことでありますし、人件費を伴わないで可能な問題でありますから、これは検討、こういった面を充実させることによって、私はさらなる行政改革は進むんじゃないかというふうに思っておりますので、調整内容の2番目については、私はこれに載っており再度確認を皆さんしていただけたらなど、このように誤解のないようにしていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長、おっしゃいますように、支所という言葉でございますが、関係法令等の中で、地方自治法上は市町村に置く場合は支所、また出張所という、このふたつの言葉しか使えません。そういう意味で、今ちょっと幹事から申しましたような意味合いも含めて支所と、そう申しておりますので、その支所というのは、この議会の議決を得なければできません。そのときは、何々支所というような形で条例提案をさしていただく支所でございますので、そういう中身が県が発表されております地域総合事務所の内容になっていると、これを今から検討していくということですので、この括弧の中の言葉と、支所という中では、地方自治法上は支所を使わなきゃならないということでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。</p>
内橋議長	西村委員、何かありましたら。

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
西村委員	<p>黒田庄町の西村でございます。もう皆さんからおっしゃいましたことと重なりますのであれですけども、住民の活動の拠点としての事務所の位置づけというのを、岩崎さんが先ほどおっしゃいましたように、やっぱり黒田庄町だけにこだわるんじゃなくて、それが先ほど来住助役さんがおっしゃいましたけども、全市にいろんな意味で広げていきたいとおっしゃってたところ辺を、重ねてお願いをしたいと。</p> <p>黒田庄町の住民の皆さんの意識、意向調査からも、福祉の充実とか子育てサポートの充実はかなり完全ではないんですけども、評価されてきている。そういうところを、やっぱり全市に広げていく。私たちは、やっぱり今後西脇市民としての黒田庄町だけにこだわるんじゃなくて、西脇市民全体としてのその視点をもって全体を向いていくということが大事なんだなというふうになつづくと思っておりますので、いいところを重ねてやっぱり広げていきたいという思いを持っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	はい、どうぞ。
東野副会長	<p>失礼します。今、議論を聞きながらちょっと整理をさせていただきたいと思うんですが、これから長谷川委員長を中心にして新市のまちづくり計画ということで計画をいただきます。</p> <p>私は、ぜひその中で岩崎委員さんの方から提案があったことが、少しでも前に行く、そういうふうな形で検討をぜひお願いしたいなというように思います。</p> <p>というのは、私が知っているまちで、京都府に美しい山の町と書く美山町という町があります。ここの町は昭和の大合併のときに5つの村から1つの町になりました。そして、すべての今まであったその村役場を廃止して、そして町役場一局集中という、そういうふうなやり方になったそうです。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>それが30年近くたってなかなか住民活動、いままで盛んであったものが衰退をしたので、何とかもう一度美山のよさというのが旧村単位であったので、その部分を活性化させようということで、地域振興会という会をつくられたそうです。5つの村単位に、区長会、それから子供会、婦人会、そんな組織がありますから、そういうふうな会をあわせてつくられたと。それから、町役場としても本庁の役割を少し人数を減らして、管理職と1名の職員、2名を公民館に派遣をして、地域振興会をサポートする、それから窓口業務をそこで行うというやり方をして、今、全国的に注目をされる京都府近隣では、あそこに住みたいなど、そういうふうなまちになったのが美山町だという形で聞いています。ぜひそういうようなことが、今後には必要だろうというふうに思います。</p> <p>それからもう1点、地域総合事務所という形で黒田庄町の方から提案をさせていただいて、今議案にも上がっていますが、再度黒田庄町の思いという形で、その必要性について話をさせていただきたいと思います。3点あります。</p> <p>1点は、やはりこのアンケートに見られたように、黒田庄町の住民の方、合併に対する大きなやっぱり不安があります。今まで、明治22年から一村、一町という形できましたので、やはりそれがどうなっていくだろうと。そういうような面では、大きな不安がありますから、そういうふうな点では基本的には本庁に中心にといくんだけど、住民に関係するその部署、養父市の例という形がありましたが、養父市は地域振興局は住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興を担うものとするという形になっているわけですが、そういうふうな住民生活に関係する部分は残すんですよという点が、やはり住民の方に対する安心感だろうというふうに思うんです。</p> <p>それも、これは当然永遠、そういうようなことは当然思ってい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ません。だからこそ、当分の間、移行する期間をぜひ置いていただきたいという点が1点です。</p> <p>もう1点はこれからのまちづくりというのはやはり参画と協働、どう住民自身が自分の責任を果たしていく、そういう中で地域の自治活動をしながら地域への愛着を生み出していく、こういう活動は私は重要だろうというように思います。</p> <p>西脇市では、既に西脇地区のまちづくり協議会等々、大変すばらしい取り組みをされていますし、黒田庄町においてもおくれればせながらこれまで行政が何でもやってくれる、そういうような関係から何とか自分たちの地域のことは、自分たちで解決しようという、そういうふうな区長さんたちの取り組みや、それからボランティアの活動ということがされています。私は、ぜひこういうふうな住民自身が自分たちで活動していく、そのことを定着させるためにも、現在の役場の機能、住民生活に関係する機能というのは移行期間として残していただきたいというふうな点が2点目です。</p> <p>それから、3点目は合併をしても急激に職員というのはこれは減らすことができません。黒田庄町、西脇市、多分私ぐらいの年代が一番多い年代だろうと思います。要するに、50代前後の年代です。当然、正規の職員ですから、合併をしたから即クビですよと、こんなことはできません。当然のことながら、定年退職、そういうふうな中での移行期間ということは当然あるわけです。</p> <p>そういう意味での地域総合事務所、それがやがて縮小を当然していくわけですが、最終的には岩崎委員が提案をされているような、全市的なそういうふうな中での出先の部分や、地域振興に当たる、そういうようなところに最終的には移行していけるというふうになればというふうに思うので、ぜひ新市のまちづくり計画の中でご議論いただければ、大変うれしいかというように思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますが、いろいろこの当分の間の問題、地域総合事務所の問題等、ご意見を、またご提案等いただきましたが、この原案で採決に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この協議事項の表決につきましては、前回の協議会同様、挙手による方法とさせていただきます。この場合、3分の2以上の賛成をもって決することになります。本日の場合、私を除きまして出席委員18名でありますので、12名以上の賛成で決することになります。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは採決いたしたいと思えます。お諮りいたします。</p> <p>協議第9号新市の事務所の位置について、原案に賛成の方は挙手をお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、議案第9号新市の事務所の位置については、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。この新市の事務所の位置、そして第2回の協議会で決定いただきました合併の方式、合併の期日、新市の名称、これらは合併の協定項目の中で基本項目とされるものでございまして、西脇市と黒田庄町が1つの新しい市になるための基礎となる項目でございます。</p> <p>先進の合併協議会では、この4項目で難航するところが多く見受けられますが、この協議会ではそのようなこともなく、真摯にご協議をいただきました結果というふうに感謝をいたしております。ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして協議第10号の財産の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>この協議10号からは、具体的な事務事業の協定項目になるわけでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ここで、1点確認をいただきたいと思うわけなんですが、前回の協議会の合併の期日の議論の中で、17年3月までという短い時間の中で、事務事業のすり合わせは十分できるのか。これを事務局への心配のご意見いただきました。</p> <p>すべてが新市の発足までに一元化できるものではなく、この5年、10年というスパンの中の時間を要するものであります。この一元化すべき事業は、全部で1,600項目ございます。その項目を、A、B、Cランクに分けており、そのうちAランクについてこの協定項目をこの協議会でお諮りをし、Bランクについては幹事会で、Cランクは専門部会で決定をすることになっております。</p> <p>このAランクは約1,600項目事項のうち、約3分の1の事業内容となる予定でございます。残り、B・Cランクにつきましては、関連等でご質問がございましたら、調整内容等を報告させていただきたいという意見でございます。</p> <p>また、B・Cランクにつきましては、両市町間の担当部局におきまして十分に調整をし、方針を決定いたしますのでご了承を賜りたいと思います。</p> <p>それでは、協議第10号について資料5ページをお願いしたいと思います。</p> <p>財産の取扱いについて。両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐという提案でございます。合併後の新市の一体性の確保や、住民の利便性の確保の観点から合併前の市町の所有する財産や、公の施設や土地、建物、基金、債務は、すべて新市に引き継ぐことが適当であるという理由から提案するものでございます。よろしくお願いをいたしたいと思ます。</p> <p>協議第10号財産の取扱いについて、説明が終わりました。この財産の取扱いにつきましては、両市町の財産、施設、債務はす</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
北脇委員	<p>べて新市に引き継ぐという提案でございます。</p> <p>ただいまの、協議第10号についてご質問なりご意見がございましたらお受けしたいと思います。はい、どうぞ。</p> <p>黒田庄町の北脇です。この財産の内容についてこの間いろいろな意見をお聞きしたんですが、失礼なことを言うたらおしかりを受けたいと思うんですが、この財産の項目については、黒田庄町としては西脇市に比べてわかりやすい財産であると思うんですが、西脇市については病院などとか、公のいろんな財産の目録が私は出てないと思うんですが、このことについて、私が若干心配しとるのは、そういう財産のいわゆる議題どおりに公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐと、そういう面をうたったところでは、もう少しいろんな、具体的な話の内容も、目も正直に言うたらしかられますけども、そういう面やっぱりきちっと出して引き継ぐという協議をせんだら、これやっぱりあとからそんなもんごっついこと出てきたがいと、これは具合悪いでというような話は、非常にまずいんじゃないんかいなというような心配をしていますが。</p>
内橋議長 事務局長	<p>はい、それでは事務局から。</p> <p>そのような書類になっています。普通会計ベースでのこの財産調書を作成をいたしまして、病院とか水道というのは公営企業会計でございますので、この普通会計に上げておりませんが、このあと病院や水道のような大きな財産をしているところは、そのように水道の項目の中で、このような財産も一緒にあわせて上げたいということで考えておりますので、この段階では普通会計の財産であるというご認識をいただき、協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
内橋議長 北脇委員	<p>よろしいですか。</p> <p>そういう説明でわかりましたが、そういう説明がやっぱりきちり確認されてなかったのですね、この前この事前提案の議案を見</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>たらね、やっぱりそういう問題は意見としていろんな各方面から出てきたので、その確認であれば結構です。</p> <p>ほかにございませんでしょうか、何か質問。はい、どうぞ宮崎委員。</p>
宮崎(好)委員	<p>すみません。黒田庄町の宮崎です。</p> <p>先ほどうちの議長から質問させてもらった分ですけど、これ明細には特別会計と書いてあるところも出てるんですけど、実際に財産すべて表示してもらわないとわからないこともたくさんありますし、先ほど会長の方から協議するのが項目的にすれば大体3分の1で分散されるところもたくさんあるんですけど、各地区で登記上の関係で、市町の名義で登記しないといけない分とか、権限は各地域にあってもとか、財産上に財産区というような権利が違うけど名義はもう登記がそういう登記になっている分とか、たくさんあると思いますが、そういうのは今までどおりの管理をされておられたことを基本にしてこういう引き継いでいかれる分だと思っておりますけど、そこら辺だけ確認したいと思います。</p>
内橋議長 事務局長	<p>はい、事務局お願いします。</p> <p>まず1点目の、この病院とか医療機器なんですが、そういう場合については今申しました公営企業である病院・水道事業においては、この調書の中に入ってないです。そのときにおいては、病院とか企業の中でやっていくという意味でございます。</p>
副幹事長	<p>先ほどおっしゃいました、財産区等に該当するものはございません。ですから、公に管理をしておりますものは、ここ確かにおっしゃるとおり資料としては不適切であったかなとは思いますが、一応公が所有します財産、山地すべてを引き継ぐというふうにご理解をいただいたらいいんじゃないかなというように思います。</p> <p>特に部落有財産で、登記上必要なものについて公有の名義になっているものがございます。これにつきましては、実質部落有財</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>産という覚書を私どもの西脇市の場合にとりまして、それで市名義でお預かりをしているものでございますので、その所有権まで侵すものではないというふうには感じております。</p>
内橋議長	<p>はい、どうぞ。</p>
長谷川委員	<p>先ほど説明で該当しない、例えば具体的には黒田庄町では森林組合から土地を借りて造林している面積がかなりございます。これは、今後も手入れ、つまりは経費が発生しますし、最終的にはこれを売却したときには収益金というのが、金額としてお金があがってきますけども、これはどういうところで取扱いされるんでしょうか。</p>
事務局長	<p>この財産の山林の中でも、西脇市の場合、分収造林事業というのは上げてるところがあります。そういう状況の中で、分収造林の場合、国、県と市の方で、地元の方で割の後の財産の割の収益物の割がございます。そういう状況ですので、私どもの分収造林については、この財産を上げとる分がございしますが、それは上で植えとる立木に対するものの考え方でございまして、したがって土地につきましては今うちの副幹事長の申しましたように、市は公の西脇市の名義でございませけれども、財産管理人というような形で部落所有になっているということです。ただ、分収造林の立木につきましては、西脇市いくら、地元の町何ぼと、県何ぼというような形で、それはそのままの配分で新市に引き継ぐということでございます。</p>
内橋議長	<p>以上でございます。</p>
西山(孝)委員	<p>ほかにございませんでしょうか。ご質問、はい、西山委員。</p>
	<p>共通委員の西山でございます。</p> <p>財産の取扱いなんですけど、どういった手法で、またどういったタイミングで住民に公表されるのかをお聞かせ願いたいんですけど、よろしく願います。</p>
事務局長	<p>ちょっと答えにならへんかわかりませぬんけど、このような</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>形で協議会の方で協議をいただきました。今日、これでご決定をいただきますと、この結果をホームページに載せたり広報に載せたりという形になります。そういう、部分的には公表させていただいて、最終的には全44項目が整いますと、両議会の方の議決をいただく。その中で、そのときの資料として提案をさせていただくということでございますので、部分的に進めながら最終合意が得られれば、その中で公開になっていくという状況でございます。よろしく申し上げます。</p>
内橋議長	はい、どうぞ。
小林委員	<p>西脇市の小林です。一応、ここでは14年末の現在の財産明細が上がっておりますが、これはあともちろん流動していきますので、今は想定といたしますか、今後の支出予定というのも書いてありますけども、最終的にはその合併の日をもってという形になると思うんですね。その辺は、その確定というのは最終的にはどういう形でされるのか。あるいは、その15年度の決算がもうしばらくすると出ると思えますけども、その辺はまた公表していただくのかという点というのが1点と、もう1点はここでそうだといいことを言いませんけども、いわゆる他の合併を見ておりますと駆け込みの支出ということが非常に多ございまして、我々やっぱりそういうことを一番心配しているわけございまして、その辺の、できるだけその公表をお願いしたいということを希望としてお願いしておきたいと思えます。</p>
事務局長	<p>まず1点、資料につきましては、14年の資料をつけております。こういう前の段階で協議をいただいて、最終新市に移行の前日の日の財産で引き継がせていただきます。そういう状況の中で、2点目私の方から答えるのが適切かどうかわかりませんが、そういうきょうこのような形で、今回このような形で協議会を進めていただく中で、両市町長の今おっしゃっていただくようなことも含めて、今後市政の運営の中で生かしていただくとい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
副幹事長	<p>うことしか私の方から言えませんし、そこら辺でひとつよろしく お願いいたします。</p> <p>行政の方では、決算をうちましたもの、それから市の財産に関 するものというのはいずれも公表してございます。14年度決算 に基づきます決算状況、あるいはそのときの両市町の財産目録 等、それも協議会の中の資料として提出をするということによ りしゅうございますでしょうか。</p>
小林委員	はい、結構です。
内橋議長	<p>ほかに何かございませんでしょうか。何かご質問、ご意見ござ いませんか。</p> <p>ほかにないようでございますので、採決をいたしたいと思いま す。お諮りいたします。協議第10号財産の取扱いについて、原 案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よ って、協議第10号財産の取扱いについては、原案のとおり決定 をいたしました。</p> <p>次に、協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについて、事 務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>協議第11号について、14ページをお願いをいたしたいと思 います。一般職員の身分の取扱いについて、両市町職員、一般職 職員をすべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>（1）職員数については、新市において定員適正化計画を策定 し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>（2）職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化 の観点から、合併時に統一をする。</p> <p>（3）職員の給与については、適切な職員の処遇を行うための方 針を整理し、具体的な実施に当たっては新市において財政状況を 考慮しつつ、段階的に調整するというものでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>市町村の合併が新設合併の場合、すべての関係市町村の法人格が消滅するため、これらの市町村に勤務している職員は失職することになりますが、特例法9条において関係市町村はその協議において、一般職の職員は引き続き新市の職員の身分を保有するよう措置しなければならないとされていますということでございますので、以上により提案をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>はい、協議第11号の一般職の職員の身分の取扱いについて説明が終わりました。ただいまの協議第11号についてご質問、ご意見、お受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p> <p>はい、生田委員。</p>
生田委員	<p>西脇市の生田でございます。職員数のことについて、今提案されましたが、適正な職員数というのは精査されて、多分過剰な定員といたしますか、人員があり、人が余るといたしますかそういう現状が出てくるかもわかりませんが、その場合に現職員の中では、定年退職者と新入の職員の差で調整されるというようなことがあるかと思いますが、それにつきましては、非常に日数、年数がかかろうかと思えます。</p> <p>過剰なその定員数を削減といたしますか、その方法でいく場合には、民間がやっておりますようなリストラあるいは希望退職者を募るといふ、そういった方策を考えておられるのかどうかお聞きしたいんですけども。</p>
副幹事長	<p>先ほど副会長がおっしゃいましたが、今の現状の職員の構成を考えますと、50歳代以上の職員がかなりの数を占めております。それ以降の職員構成で言いますと、ほぼ同じ数ですととるわけですが、ここ数年の間にかかなりの人員整理ができるというふうには、ひとつ見ております。</p> <p>それから、過剰な、当初は確かに両市町の職員が、新しい市の職員になるわけでございますので、かなり多い人数ということに</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>なろうかと思いますが、民間でやられておりますようなリストラというところまで踏み込めるかどうかは、ちょっと疑問ではございます。希望退職等の制度というのは、考えられるかもしれませんが。</p> <p>そこで、これも副会長の方からご提案がございましたけれども、当初合併の中で新しい市の中で、政策的にやるべきものというのがあるかと思うんですけれども、そういうような部門については、やっぱり余っているという言い方はよくないと思うんですけれども、そういう人たちを適切に配置をしていくというのも一つの考え方であろうというふうに思います。</p> <p>ともかく、4万6,000という市ができるわけでございますが、それに見合った職員数の計画を立てまして、できるだけ早い時点で正常なところへ戻すという努力はしていかなばならない課題というふうに考えております。</p>
生田委員	はい、わかりました。
内橋議長	ほかに何かご質問、はいどうぞ。
東野委員	東野です。西脇市と黒田庄町で給与体系が少し違うように思うんですけれども、どのように調整をされていくんでしょうか。
内橋議長	はい、事務局
総務・企画部長	<p>専門部会の部会長の、西脇市の総務課長でございます。西脇市と黒田庄町の給与制度、やっぱり異なります。したがって、今現在分科会の方で個々の給料表の位置づけ等、協議しております。ここ1カ月あたりでこの部会の方へそういった調整内容が出てこようかというふうに思っております。</p>
内橋議長	よろしいか。他にご質問。
清瀬委員	西脇市の清瀬でございます。この職員の給与に関しまして、西

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>脇市の合併特別委員会で委員さんからも議員さんからも発言があったわけでございますけども、職員の給料については専門部会で方針の整理をされておるところでございますけども、今もお話しましたように、給与体制が多少異なっております。それで、給与の安い方に合わせるようにとの意見がございます。</p> <p>また、これにあわせまして、議員の報酬についても、また議員の身分についての審議がこれからでございますけども、現在の西脇市と黒田庄町の議員定数は、それぞれ西脇市20名、黒田庄町14名、合わせて34名でございます。</p> <p>仮に、議員の身分の特例を使って西脇市と黒田庄町の議員が現在の定数合わせて34名で、新市の議員になる場合、これ仮ですよ、先ほども言いましたように一般職員の給与について、給与の安い方に合わせるようにという意見ですから、同じように考えて議員の報酬も低い方に合わせるといふふうに出ました。それは、あくまでも一般職の給与に関する方針についての議員の決意、あるいは意思表示と理解しておりますが、そういった覚悟をされて発言もされております。</p> <p>ということで、これは何も特例を使ってくれというようなことを言っているわけではありません。給料の方針の整理にする場合の考え方として、給料の安い方に合わせるようにという強い決意表明だと理解しておりますので、その辺は誤解のないようによろしくをお願いします。</p> <p>そういうことで、方針の整理をする場合に、そういった給与体系を見直す場合には、安い方に合わすような方針で検討、整理していただきたいというのが意見でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>黒田庄町の北脇です。反論するようですが、私、町会と市会というような中で、職員も違うと思うんですが、町議会と市会議員</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
清瀬委員	<p>の、いわゆる給料体系というのはもう大きく変わってます。</p> <p>その中で、議長はえらいこと言うなというように思ったんですが、私のところは郡のことを言うたら現実、今現在郡の中でも黒田庄町が一番低いような状態になってますのでね、そう早々に一般職も安い方にあれすると、議員報酬も安い方にするというようなことを言われたら、非常にこれはうちの議会として、何をばかなことを言うてるねやろというような話になると思いますんでね、それもそこら辺で黒田庄町の議会としては要望しときます。</p> <p>西脇市の清瀬です。これはやはり合併に関して、あくまでも行政改革は何のためにしよるんやというのを、議員のいわゆる固い意思表示やというふうに理解しておるわけですけども、先ほども言いましたように、特例を使うとかそういうことじゃなしに、西脇市の議会としましては特例を使わない、便宜がないという意見も出ておりますので、例えばそういうように仮になった場合は、それぐらいの意思を持っておるといようなことでございますので、何もそうせいと言うてませんので、ご理解のほどをよろしくお願いします。</p>
内橋議長 副幹事長	<p>はい、それでは、幹事。</p> <p>職員の給料に関しましては、資料の11ページにもつけてございますけれども、大卒の場合の初任給、それから高卒で少しの差がございます。あとは、少しずつの変化も生じて、経験年数20年ということになりますと、そんなに大きく変わりが無いわけでございますが、これはそれぞれの中で少しずつ制度が違いますので、こういう差が出てきております。</p> <p>おっしゃいますとおり、もちろん合併の趣旨が何なのか、あるいは職員としての管理上の問題とか、いろんな問題があると思うんですけども、おっしゃいました基本的なところは視点を置きながら職員についても適切な検討をしてみたいです。</p> <p>それから、議員さん等の定数につきましては、この場の議題で</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>はございませんので、また時間をいただきましてそれぞれまたご検討をいただいて、その時期にご審議を賜るということでお許しをいただきたいと思います。</p>
内橋議長	はい小林委員。
小林委員	<p>すみません。ちょっと確認をしておきたいんですが、一般職の職員の数でございますけども、これは先ほど例えば新市の事務所に出てきます西脇市と黒田庄町の、これは下にも注意書きで書いてございますけども、職員の数、例えばそこでは西脇市は、職員数が書いてございますけども、そこと今の議題に書いてあります職員数も大幅に違います。もちろん病院があるとか、いろんな事情はございますでしょうけど、ちょっとその辺だけ、人数を。どちらも違いますので、人数をご確認いただきたいと思います。</p>
総務・企画部会長	<p>失礼します。部会長の西脇市総務課長でございます。ご質問の件ですけれども、この今の協議中のその資料に出ております559等々の、これは最終的に西脇656人の内訳でございましょうか。</p>
小林委員	<p>すみません。先ほどのその前の議題の、西脇市の職員数というところに、223人と出ております。黒田庄町は63人と出ておりますね。もちろんその下にいろいろ注意書きがございまして、まちづくりセンターは違うんだとかいろいろございますけども、その辺でどうも今回に限りませんで、その職員数で何か数字がよくわからない、まちまちだということで、ちょっと確認をしておきたいと思います。</p>
総務・企画部会長	<p>失礼します。部会長の西脇市の総務課長でございます。今お尋ねのこの一番先のその職員数223人、これは本庁舎192人、第2庁舎31人、それから、黒田庄町63人、この職員数につきましてはあくまでこれ基本的にはこの普通会計の普通事務部門の人数でございますが、一応この資料として出させていただきます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>小林委員 内橋議長</p>	<p>る趣旨から言いますと、その本庁舎に約何人の職員がいるのかということでの数字でございまして、結果的にはこの数字は西脇市の場合には普通会計事務部分の人数を掲げてございます。</p> <p>それから、この後ろの方のこの656人につきましては、これは市長の事務部局の職員、西脇市につきましてはこの普通会計部門といたしまして、先ほど言いましたように223人、559人の内訳はその先ほど言いました223人プラス西脇病院の職員数336人、この合計を市町の事務部局の職員の合計数として計上いたしております。</p> <p>あと、議会事務局から各行政委員会の、それから行政委員会の職員と地方公営企業会計職員、これは水道関係ですけれども、こういった職員の合計が656名であるということでございます。</p> <p>黒田庄町の職員数につきましても、同じものさしで人数を計上をさしていただいております。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。ほかはないようでございますので、採決をしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。協議題11号一般職の職員の身分の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に、協議第12号条例規則等の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第12号ついて、資料20ページをごらんをいただきたいと思っております。</p> <p>条例規則の取扱いについて。協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がな</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>いよう、以下のような区分に整理するものでございます。</p> <p>まずひとつは、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの。</p> <p>ふたつ目は、合併後一定の地域に断定的に施行される必要があるもの。</p> <p>(3) 合併後逐次制定し、施行されることとするもの。</p> <p>という内容でございます。新設合併の場合、新市発足時に西脇市、黒田庄町の条例規則はすべてその効力を失うこととなります。そのため、新市において新たに条例規則を制定し、施行する必要がありますことから、各種事務事業の調整方針に基づいて制定が必要となるものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>協議第12号条例規則等の取扱いについて説明が終わりました。ただ今の、協議第12号につきまして、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
宮崎(好)委員	<p>黒田庄町議会の宮崎です。いろいろ条例規則のことたくさん書いてあるわけですが、実際のこれすべて統合されるんだろうと思っておりますが、要らない部分も出てくるんじゃないかと思っております。</p> <p>それと、調整されるのに、整備されるのにコンサルに任せてつくられると思うんですが、その後だれが審議をされるのか、専決で必要な分は制定すると書いてありますが、専決の前にだれか審議をされるのかちょっとお尋ねしたいんですけど。</p>
内橋議長 事務局長	<p>はい、事務局。</p> <p>委員さんおっしゃいますように、そこには3つの区分がございます。専決しますと、専決部分と言いますと1番目の新市発足時に制定が必要なもの。例えば、市の位置とか印鑑証明とか職員の給与と、この部分だと思っておりますけども、これは専決者といえますのは、市長職務執行者、この方が専決をし、新しい市長が出た</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
総務・企画部会長	<p>段階で条例を制定するということになるんですけども、合併の場合特にこの内容につきましては、両市町長の中でいろいろ調整を図りながら確定をいただいて、市長職務執行者が専決をする。</p> <p>そして、新たに生まれました新しい市長が提案をして、新しい議会で条例を報告するというところでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>実際、審査というのは議会の提案ということは新しい市長が提案をさせていただきます。</p>
内橋議長	<p>失礼します。総務・企画部会の部会長の、西脇市の総務課長でございます。今のお尋ねの件ですけども、この専決で処理する部分につきましては、先に専決をいたしまして、結局、最終的には議会に報告・承認をもらうということでございまして、その審査につきましてはこういった協議会の決定内容、あるいは部会での決定内容を受けまして、それぞれ黒田庄町、西脇市の法制事務担当者がチェックをしながら、最終的には専決処分をして議会に報告、承認を求めるという手続きになろうかと思えます。</p>
宮崎(好)委員	<p>よろしいですかね。はい、どうぞ。</p>
東野委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
総務・企画部会長	<p>黒田庄町の東野です。先ほど、支所という話の合意をいただいたんですけども、この2番目に合併後一定の地域に断定的に施行させる必要があるものという項目がございます。これもある程度生かされてくるのでしょうか。</p> <p>総務・企画部会長の西脇市の総務課長でございます。一応、私どもの方もこういった条例規則、部会の方でも協議しとるんですが、最終的には全体的な考え方の中では、当然そのことも生かされたいろんな議論の中に入ってこようと思えますけれども、私どもの方、一応考えておりますのは、例えば西脇市の場合ですとパチンコ規制条例等ございます。それを、パチンコ店が開業できるのはどの地域かというのは決めておりまして、そういうところで</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>合併と同時に施行ということになりますと、黒田庄町の場合どうするのか、その地域はどうするのかということが、当然議論の場に出てこようと思います。</p> <p>したがって、そういった場合に、あるいは敬老金の支給条例でありますとか、急に同時に施行はちょっと難しい、暫定的にそれぞれの地域でそのままの適用をやっていながら、最終的に調整して1つの条例にまとめ上げていくということを考えておりました、具体的な例によりますと、産業立地促進措置の一法令でありますとか、そういったものを予定をいたしておるところでございます。</p> <p>ご理解いただけましたでしょうか。ほかに何かご質問、ご意見を述べていただければよろしいんですが。</p> <p>ほかにないようでございますので、採決いたしたいと思えます。お諮りいたします。協議第12号条例規則等の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、協議第12号条例規則等の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>資料の24ページをお願いしたいと思います。協議事項第13号についてでございます。町・字の区域及び名称の取扱いについて。</p> <p>（1）西脇市及び黒田庄町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする</p> <p>（2）西脇市の大字名及び字名は現行のとおりとする。</p> <p>（3）黒田庄町の大字名は現行の大字名の前に、現町名（黒田庄町）を付した大字名とし、字名については現行どおりとする。と</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>いう内容でございます。</p> <p>前回の協議会において、新市の名称は西脇市とするという確認を得ましたので、西脇市の大字・字名は現行のとおりといたします。黒田庄町につきましては、長年なれ親しんだ黒田庄町の名称を残すという、両市町間での確認事項を尊重し、黒田庄町の大文字名は現町名を付した大文字名とする。つまり合併後は「黒田庄町喜多」「黒田庄町大門」が大文字名になるという提案でございます。よろしくご審査たまわりたいと思います。</p> <p>協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第13号について、ご質問、ご意見等お受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
北脇委員	<p>黒田庄町の北脇です。先だって西脇市について全会一致で議決、この問題については、何ら問題はないんですが、いわゆるほかの委員なり、委員会を開いた意見の中でね、いわゆる西脇市黒田庄町、いわゆる現行のまま。それについては反対はしないんですね。</p> <p>一遍一言だけ言うともってもらえ、わかっともってもらえと言われたんはですね、商売とか、行政内部については改めて変わらんけども、商売とかいろんな黒田庄町の一般の方ですね。簡単に言えば、名刺とかそれから書類とか、郵便番号はどうなるのかわかんけれども、そういうのがもう全部やりかえられないかん。新設対等やいうけれども、やっぱり黒田庄町の住民についてはそういうようなやっぱり負担も強いられるということだけは、一遍ちゃんと言うともってもらえと。わかっとももらうように言うともってくれということをお聞きしたんですね。まあわかっともっていただきたいということで、文句はないんですけども。</p> <p style="text-align: center;">（「そらそうやね」の声あり）</p>
内橋議長	<p>わかりました。ほかに何かご意見ございませんか。町長はござ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>東野副議長 内橋議長</p>	<p>いませんね。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、ないようでございますので、採決いたしたいと思 います。お諮りいたします。協議第13号の町・字の区域及び名称 の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よ って、協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについては原 案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第14号慣行の取扱いについて、事務局より説明願 います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議第14号慣行の取扱いについて、資料の26ペ ージをお開き願いたいと思います。慣行については、地域の伝 統・文化との結びつきの強いものがあり、地域の特性、個性、住 民生活に十分配慮しながら調整することといたします。</p> <p>（1）市章については、新市発足までに調整をする。</p> <p>（2）市民憲章については、新市において調整をする。</p> <p>（3）市の木は新市において調整をする。</p> <p>（4）市の花は新市において調整をする。</p> <p>（5）新都市像については、新市において調整をする。</p> <p>（6）名誉市民については、新市に引き継ぐ。</p> <p>（7）市民表彰については、新市において調整をする。</p> <p>（8）宣言については、新市において調整をする。</p> <p>（9）市歌については、新市において調整をする。</p> <p>以上、提案でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、協議第14号慣行の取扱いについて説明が終わりました。 ただいまの協議第14号について、ご質問、ご意見等お受け したいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どう ぞ。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
長谷川委員	<p>1番の市章については、新市発足までに調整するという項目ですけども、非常に時間がない中で事務局側としては今後、これはどういう取扱いをしていくのか、どういう方式でやられるのか等、お願いしたい。</p>
事務局長	<p>このような協議会の中で、もう9月ごろになったらある程度議会の方へ協定案がまとめられて、議会で議決が得れるんじゃないかと、そういう中で、議会の中で賛同を得られれば、その中で新しい市についての手続きに入るわけでございます。その時点になりますと、両市町間でこの問題について、合併までの間、どういう方法でこの市章をつくっていくかと、議論を両市町間でやっていただく。そして、新市のときに発表していくというような手続きを考えております。</p> <p>まずは、この協議会の中で賛同を得て、議会で議決を得た後に動きたいというように考えてます。そのときには、両市町長様いらっしゃいますので、ご判断をいただく中で、住民等の意向も踏まえながら募集方法を検討したいというように考えています。以上でございます。</p>
内橋議長	<p>よろしいですか。はい。</p>
清瀬委員	<p>私も、1番の市章についてちょっとご意見述べさせていただきたいと思います。先ほど、北脇黒田庄町議長さんが住民の住所変更による大変な負担がと言われておりますが、理解できるところであります。</p> <p>というような、同じような意味からつきまして、今現在先の協議会で名前は西脇市、所在地も先ほど現在の所在地という決定がなされました。</p> <p>そういった意味で、市章の変更に伴う事務的な作業とか、経費というのは相当かかってくると思います。印刷物も全部作りかえなあきませんし、そういった意味で経費の節減を図るために現在の西脇市の市章を引き継ぐべきではないかという意見が特別委員</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>会でございます。</p> <p>企業の合併に伴いまして、名称変更、社章の変更ということにつきましては、先ほど述べましたように膨大な事務経費、手続き等費用が必要となってまいります。</p> <p>ですから、名称、それから住所がそのままでございますし、市章も変更がなければ現在の封筒等、いろんな事務手続きも簡素化されてくるのではないかと、そういった意味でその経費の節減を図ることによって市民の負担も少なくし、何遍も言いますがサービスの向上を図るためには必要ではないかと、このように思うわけでございますけども、ご理解いただければ幸いです。</p> <p>市民サービスの向上、先ほどもまちづくりのあり方という形で、周辺の地域の市民サービスの低下をどれだけ向上させていくかということ、皆さんも熱い思いで語っておられたと思います。私も、いかにそれを向上させることができるかということにおいて、いろいろと意見を持っておるわけですが、そういった点におきましても経費がかかってまいります。少しでも要らない部分においては、削減すべきではないかと考えて、ご意見として述べさせていただきます。</p> <p>はい、どうぞ。宮崎さん、どうぞ。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけれども、この新市市章についてのことなんですが、これは前回もある程度ちょっと皆さんでご相談した上でこういう協議会の場で、新市民の方々の賛同を受けた上で発足するというのが最も望ましいし、市民参画型の公募型が一番いいのではないかと私は思ってます。</p> <p>確かに、財政面とかあらゆる面で負担がかかるのは確かですが、それ以上に新市になった上での市民感情というものをもう少し理解していったら、公募型というのが望ましいのではないかとと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、ほかにご意見。はい、どうぞ、東野委員。</p> <p>すみません、東野です。先ほど、清瀬議長さんの方からお話がありましたが、西脇市という名前が決まりました。その後、黒田庄町町民にとりましては市章の中で黒田庄町のワンポイント的な何か表していただきたい、そのような思いを強く持つんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>内橋議長 三谷委員</p>	<p>はい、三谷委員、はい、どうぞ。</p> <p>三谷です。それぞれの委員さん言われたとおり同じような意見になるんですけども、最終的には僕、議長さんが言われたような展望としてはなるだろうなという、僕なりの思いはあります。しかし、この際できれば公募という形で、一応住民参画による市章の決定というふうな、そういう打ち出しができないかなというふうな思いでとれる。そこら、ご検討願いたいと思います。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい。</p>
<p>北脇委員</p>	<p>関連でもう1点、最後に。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、はい。</p>
<p>北脇委員</p>	<p>この問題については、もう何も先ほど言うた文句の続きを言うんではないんですけども、西脇市については黒田庄町住民も全くない。しかし、この市章については私が意見を聞いたりしたところでは、やっぱり新しい市をつくるねんからね、やっぱり公募型にしてほしいと。</p> <p>例えば、いろんな意見が出ました。西脇市のこの前の市章でいいのかね。公募したら恐らくこれで決まってしまうん違うか。せやなしに、やっぱり黒田庄町とがひとつの市をつくるねんから、まあ負担と議長から言われまして、それは大変な額とかそういうようなことはわかりますけれども、そこらの方、やっぱり何らかの方向で公募というふうな形は、黒田庄町の住民としてはやっぱり願っておるといのが正直なところです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>いろいろとご意見ありがとうございます。協議会で、こういう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>中で、協議後に一番初めてしなければいかん部分だと思えます。</p> <p>今日、両市町長さんが会場に来ていただいておりますので、皆さんのご意見を聞きながら、何度も申しますけれども、協議会で確認をいただいて、両議会で議決を得られた後に、今みたいな意見をいろいろと足していく中で市章の制作に当たっていきたくと思っていますので、よろしくをお願いします。</p>
内橋議長	はい、どうぞ。
三谷委員	<p>三谷です。さっき公募、それから、展望としてはという意味のことを申し上げたわけですけども、できれば市民、西脇市、黒田庄町の住民による公募という形。例えば、これを全国的に公募するという形になればいろんな問題、先ほども費用の問題も出てきました。だから、この地域住民だけによる公募という形がとれないものかなと、そういう思いがありますので、よろしくをお願いします。</p>
副幹事長	ちょっと議長よろしいですか。
内橋議長	はい、どうぞ。
副幹事長	<p>ご意見、それぞれ出ておりますが、市章については新市発足までに調整をするということで、議案を出させていただいておりますけれども、市制発足のときから多分市章というのは要るだろうという判断でございます。</p> <p>選定につきましては、市制後にゆっくり考えたらいいのではないかというご意見もあったわけですけども、ほかの意見につきましては、市制発足後でも十分いけるだろうと思いますが、市のシンボルとなりますマークでございますので、それまでに決めておく方がいいのではないかという意味を含んでおります。</p> <p>それから、実際にはここでこういう方向が決まりますと、市章をどうするのかという検討会をせないかんわけでございますが、今それぞれ公募という意見も出てございますので、それもあわせて今後の課題で検討させていただきたいというふうに思っており</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤井委員	<p>ます。</p> <p>共通委員の藤井でございます。この調整内容が9つあるわけですが、今、來住幹事が申しましたように、市章については新市発足までに調整をするということになっておりますけれども、私はこれあわてんなんことは一つもないと思うんです。もっと本当にあわてないかんのは、新都市像について、新市において調整するということにならずして、それまでに検討せないかんような課題やないかと思えます。この、できれば市章というようなことは、まず二の次ではないかと思えますのでね。十分に、その後、発足と同時に、その後調整されたらいいんじゃないかと、むしろ私はそういうように思います。</p>
内橋議長 副幹事長	<p>ちょっと幹事から、はいどうぞ。</p> <p>市章につきましては、またご協議をいただきたいなと思えますが、先ほどの新都市像の件でございますけれども、新しい市ができて、新市の体制ができてからというふうに考えおりますけれども、と言いますのは、条例いろんなことでも新しい市発足と同時に施行していかないかんわけでございますが、特に政策がからむようなものについては、かなり慎重な討論が要るだろう。</p> <p>しかも、これからの方針を決めていくということになりますと、基本的な計画すべてのものがある中で、次の中でご審議をいただく方がいいのではないかというような思いもございませぬ。ですので、ここの提案というのは、新都市像については新しい市でされる方がいいのではないかという意味で、ご提案をしたところでございませぬ。</p>
内橋議長 清瀬委員	<p>ほかに何か、ご質問、ご意見ございませぬでしょうか。</p> <p>西脇市の清瀬です。幹事の言われることも確かなんですけども、少なくともきょうの話し合いの中でもさっきも私言いましたし、それからほかの委員さんも言われてましたが、これからの少子高齢化の中でますます周辺の地域に住んでおられる高齢者にと</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 副幹事長 内橋議長 副幹事長</p>	<p>以上です。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>新都市像でいろいろご意見が出てございますけれども、これは新市のまちづくり計画が、方向が定まらない限りですね、まず検討できないだろうという感じがいたします。</p> <p>その中で、今この協議会の中でもまちづくりの小委員会の専門委員会等が設置をされて、新市まちづくり計画についてのご検討をいただくわけでございますけれども、先ほど等のご意見もその中に含めていただきまして、ご検討をしていくということでしょうか。</p> <p>その中で、新都市像等にまでご検討いただくようなことがあれば、なおさらいいと思うんですけれども、ともかくまちづくり計画を先行させないと、考えられない問題ではないのかというふうにも思いますし、そこらもあわせてご審議をいただければと思いますが。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>今、幹事の方から言いましたようなことで、考えております。またご意見ございましたら。ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。</p>
<p>清瀬委員</p>	<p>今、新市のまちづくり計画検討小委員会の方で、考えながらやっていってはどうかというご提案がございました。私もそれで結構かと思いますが、それならば例えば議事の1、2、3とありますが、第2回協議会で確認した新市まちづくりの計画策定方針に基づき策定していくことを確認したということがあります。</p> <p>これ具体的にどのようなことを確認し、その方針の中身がどうなっているのかわかりやすいように、これからも報告していただきたい。それから、計画素案の策定までの全5回開催する予定となっておりますが、それらの詳細について前もって協議内容等</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>も教えていただけたら幸いと思いますが、そのようなことは可能なのでしょうか。</p> <p>きょう、まちづくりの委員長からも報告をしていただいたんですが、ああいうような形で、例えば議長おっしゃいますように事前に小委員会でいろんな資料を事務局から提案をいたしまして、それを小委員会で練っていただいて、小委員会で委員さん方の意見を加えてこの場へ提供するという方法をとらせていただきますので、会の中で得た資料をこの協議会にも提出させて、小委員会委員長の方から報告を願うということにしたいと思いますので、おっしゃる方向だと思いますけれども。</p>
清瀬委員	<p>そうしますと、この将来構想の策定手順についてですけども、計画前半に構成する将来構想部分の策定手順について、事務局からの説明を受け、先ほどの方について検討、確認するとなっておりますが、この将来構想部分というのが、あとのまちづくりの基本的な方向性等もここに入ってくるということですね。ある程度具体的に入ってくるんですかね。</p>
事務局長	<p>83ページの(2)のところ、ここに挙げておりますのは、こういうところについてお願いしますよということ、この間小委員会で出た手順でございます。協議を、いろいろと新都市像についても話が出ておりますので、そういう中で協議委員さんたくさんいらっしゃいますので、しいてコンサルの方から提供される中にも、新しい都市像というのがまちづくりの一番基本でございますので、この部分も入ってこようと思います。</p> <p>ただ、そういう状況の中で、どのぐらいの段階で上がってくるかというのはまだコンサルが出来上がっておりませんので、それについてはお答えできませんけども、おのずと含まれてくる。原案が出てきましたら今の手順の中で審議を願うようにさせていただきますので、よろしくお願います。</p>
清瀬委員	<p>わかりました。アンケートの中でも合併に関するいろんな不安</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>とか、将来のまちづくりについてのいろんなご意見も載っています。ひとつ鋭意この協議会の開催の3番目の新市の将来像、基本理念についてという協議もありますし、鋭意協議を深めていただきたいと、このように思っております。</p> <p>ほかに何かご意見、ご質問、ございませんでしょうか。ご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、この慣行の取扱いの1番目の市章については、新市発足までに調整をするという中で、いろんな手法、公募とかワンポイントであるとか、いろんな手法がございましたが、この新市発足後でもいいん違うかというようなご意見ありましたけど、そのことに対して何かご意見がございましたらお聞かせをいただきたいと思いますが。</p> <p>私どもは、この発足までには調整をしないと、こういうように思っておるんですが、何か。藤井委員さんの場合は、まあちょっと。それより新都市像は、ちょっと違うかという話でしたから。はい、どうぞ。</p>
浅田委員	<p>西脇市の浅田でございます。今、いろんなご意見を伺ってございまして、新市誕生のときに市章がないというのを想定したんですが、何とも市章がなしのまま新市発足の日を迎えることが、どうなんやろかという思い、この9項目の中で序列をつくるとすれば、その都市像も大事でしょうけれども、市章なしのまま新市を迎える当日が、それでいいのやろかという思いを、私はしますので、できればその市章はそれまでに決めておくのが妥当じゃないかと、私の意見としては思います。</p> <p>ただし、清瀬議員がおっしゃいました、議長もおっしゃしたように、費用の面とかいろいろな経費のこと、もろもろのことを考えて、市章をこの西脇のマークにするというのは、もう少し考えなければ、大義あって西脇の市章を新市のマークにするという大義があればともかく、新設合併であるということをお隣の私たちはしっかりと定めておかないと、編入ではないというところで、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>協議をしないと、何で西脇にばかりなるねやという説明を我々がきちっとできる決議をしないといけないと私は思いますので、まず市章についてはそれまでに決めておく方がいいのではないかと、個人的には思います。</p> <p>それと、できれば市民の大勢の方の意見を吸い上げる方法でこの9項目が決められる場を持たないと、この委員会の中で決めたり、小委員会の中で決定をすべてするというのでは、市民の方の賛同を得るのは非常に難しいことになるのではないかと思います。それで、できれば公募であるとか、広報を通じるとか、PR、たくさんの公示をした上でこういうことを決めていくものではないかと思います。</p> <p>はい、ありがとうございました。ほかに、はい、どうぞ。</p> <p>藤井です。この大事なことは、私はどうせ市章を決めないかんねやからね、後でも前でもいいんですけども、それより大事なものは新都市像の制定だと、そういうような順位から言いますとそうやないかということをし申し上げたわけでございます。前でもつくっても、後でもいいんですよ。</p>
<p>内橋議長 田邊委員</p>	<p>はい、田邊委員。</p> <p>共通委員の田邊でございます。先ほどから議論が出ております5番の新都市像でございますけども、これにつきましてはまちづくりというものが出来上がって、それをもとに検討すべきものでございますし、ちょっとほかの例を申し上げますと、例えば加東郡の場合、先行しているというのもされておるわけですけども、都市像の末端までは決めなくても、イメージ、キャッチフレーズというんですか、そういうものは小委員会の方で2つほど提案されまして、この全体会の方でキャッチフレーズは決めたと、こういう例もございます。このキャッチフレーズの詳細については、新市発足後に決めると思っておりますけども、そういう手法もございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>いずれにしましても、まちづくりという大きなものが出来上がってそれをもとに、あと肉づけをしていくというものでございますので、いろんな手法がございますから、全然見えないというのものもあるかもしれませんから、例えばキャッチフレーズ的なものをつくって、その後は新市発足後、そうやって決めていくと、こういう手法もまあいいかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。今、田邊委員の方からお話がありましたように、この新都市像につきましては、当然この新市のまちづくり計画、いろんな議論の中でそういうキャッチフレーズもつくっていかなきゃならんというふうに思います。</p>
東野委員	<p>そういう中で、それをまた皆さん方にお諮りをしながら、最終的には新市で決めるということで対応していけばというふうには思いますが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p>
内橋議長	<p>東野です。今、浅田委員さんがおっしゃってくださいました。非常にうれしく聞いていたんですけども、浅田委員さんの内容を、ぜひ尊重する形で進めていただきたいと思います。</p> <p>はい、わかりました。ほかにございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、採決をいたしたいと思えます。お諮りをいたします。議案第14号の慣行の取扱いについては、この原案に賛成の方、ひとつ挙手をお願いをいたしたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第14号慣行の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第15号各種事業の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>協議第15号について、資料31ページでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>各種事業（都市交流事業）の取扱いについて、姉妹都市、友好都市については、合併後も交流を継続するという提案でございます。この事業は西脇市のみが行っておりますが、長い間培われた交流をさらに深めるために、合併後も継続をしたいという考え方でございます。よろしくお願いをしたいと思います。</p>
内橋議長	<p>はい、協議第15号各種事業（都市交流事業）の取扱いについて説明が終わりました。</p> <p>ただいまの協議第15号につきまして、ご質問、ご意見をお受けたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
宮崎(好)委員	<p>このことに対して別に異論を言うわけじゃないんですけど、黒田庄町はこういうことを一切しておりませんので、どういうメリットがあるのか、具体的なことを教えていただけたらありがたいなと思います。</p>
副幹事長	<p>姉妹都市は、西脇市はアメリカのワシントン州のレントン市というところと提携をしておりますが、国際化の中で今現在進めておりますのは、中学生の交流を毎年行っております。西脇市からも行きますし、向こうからも来るといことなんですが、子供たちには国際交流の機会としては本当にいい機会を提供しているというふうには思っております。行って帰ってまいりますと、全くいろんな経験を通して一回り二回り大きくなったなというようなことも感じますし、これから先の進路の決定等につきましても、この経験がかなり大きな支えになっているようにも思っております。</p> <p>それだけではなくて、レントン市との交流につきましては、市民交流も盛んに行われております。ライオンズクラブ同士の交流であったり、市民交流であったりというのが行われておりますけ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="236 1422 419 1512">内橋議長 宮崎(好)委員</p> <p data-bbox="236 1713 419 1747">内橋議長</p>	<p data-bbox="446 315 1324 405">れども、本当にいい国際交流の場であるなという実感を持っております。</p> <p data-bbox="446 432 1324 584">それから、友好都市の方の富良野市も、実際には交流という意味では同じでございますけれども、そのほかへそのまちで結ばれたのが北海道の富良野市の友好都市でございます。</p> <p data-bbox="446 611 1324 1395">黒田庄町も子午線が通ってございますし、同じテーマを持っておるところでもございますが、実質へそのまちの打ち出し方というのは、それぞれのまちの個性を生かして、このまちを伸ばしていきたい、全国にも知ってもらいたいというような、ベースの思いがあるわけでございますけれども、全国へそのまちの協議会等で共通の事業として進めていきたい個性化の中でのまちづくりの方策を探ったり、あるいは西脇の方はご存知だと思いますが、記念式典等にも交流をしてございまして、50周年のときにも沖縄県の宜野座村からお越しをいただいて、式典を盛り上げていただき、向こうの伝統文化をご披露いただいたわけでございますけれども、そういうことから言いましても、単なる表向きだけの交流ではなくて、実質の交流が進んでいるというふうには見ておるところでございます。効果があるというふうに、私どもは判断をさせていただきますので、ご報告させていただきます。</p> <p data-bbox="446 1422 670 1456">はい、どうぞ。</p> <p data-bbox="446 1482 1324 1684">ちょっと、調整内容のことを説明していただいたような感じでもあったんですけど、我々も実際そういうところへ入ってみないとわからないですね。よい交流であるということで、わかりました。</p> <p data-bbox="446 1711 1181 1744">ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p data-bbox="446 1771 1324 1924">ないようでございますので、採決いたしたいと思います。お諮りいたします。協議第15号各種事業（都市交流事業）の取扱いについて、原案に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p data-bbox="766 1951 989 1984">（賛成者 挙手）</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、協議第15号各種事業（都市交流事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第16号各種事業、これは広報広聴関係事業の取扱いについて、事務局より説明を願います。</p> <p>協議第16号について、資料33ページをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>各種事業（広報広聴関係の事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）広報紙については、新市においても定期的に発行する。</p> <p>（2）市勢要覧については、新市において作成をする。</p> <p>（3）ホームページについては、新市において開設をする。</p> <p>（4）広聴活動については、新市において調整する。</p> <p>という内容でございます。よろしく願いをいたします。</p>
内橋議長	<p>協議第16号各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて説明が終わりました。ただいまの、協議第16号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けいたしたいと思えます。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
北脇委員	<p>この前にもちょっと議論が出たんですけども、広報紙の段階で、黒田庄は人口が少ないのに、部数が5,500で、西脇市の方が3,000部というのはね、どういうちょっと方法かわからんなというようなことで質問があったんやけど。ちょっと。それも含めて、ちょっと説明。</p>
芝本幹事	<p>黒田庄町の合併担当の芝本でございます。ただいま、広報紙ということでご質問がございましたが、市町勢要覧の数字であるというふうに思えます。</p> <p>この部数につきましては、それぞれの市町の事情によりまして、発行部数は決められているわけでございますが、黒田庄町の場合につきましては、大体5年に1度、町制記念の年に作成をしております、このような部数で発行をいたしております。ご理</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
遠藤幹事	<p>解いただきますように、よろしく願いいたします。</p> <p>西脇市の総務部長でございます。西脇市の場合は、要覧、かなりの、まあどこともそうかと思うんですが、分厚いものになってまいりますんで、要約版を作成しましてお配りさせていただいてます。ですから、分厚い部分はこういった部数でございますが、要約版はかなりの部数をつくって配布いたしておりますような状況でございます。</p>
内橋議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、採決いたしたいと思います。お諮りいたします。協議第16号各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第16号各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上で、協議事項は終了をいたしました。ここで、10分、ちょっと休憩を取らせていただきたいと思いますので。次の再開は、4時5分。この時計で4時ということで、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時51分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 4時03分 再 開</p>
内橋議長	<p>それでは、皆さんおそろいでございますので、会議を再開をいたしたいと思います。</p> <p>先ほど、協議事項の中で協議の第9号で、新市の事務所の位置についてご協議をいただいて、皆さん方にお諮りをして賛同を得たわけでございますが、この新市の事務所の位置につきまして</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>は、「新市の事務所の位置は西脇市現在の市役所とする」ということと、現在の黒田庄町役場については、「当分の間新市の支所（地域の総合事務所）とする」という、この2つをあわせまして、新市事務所の位置についてということで採決をいたしておりますので、そういう確認をしておきたいというように思います。</p> <p>それでは、次第の事前の提案事項に入りたいと思います。この事前提案事項につきましては、今回は提案説明をさせていただきます、次回にご意見等をいただいで協議することとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、協議第17号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p>資料の第1ページをお願いしたいと思います。協議第17号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>(1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数を20人とする。</p> <p>(2) 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するという提案でございます。</p> <p>まず、新市に1つの農業委員会を置くということでございますが、2ページをごらんをいただきたいと思います。区分の欄に1つの農業委員会を置く場合と、2つ以上の農業委員会を置く場合に分けての記載をいたしております。</p> <p>(2)の、2つの農業委員会を置く場合とは、括弧の中に書いてありますように、新市町村の区域が2万4,000ヘクタールを超えるもの、又は農用地面積が7,000ヘクタールを超える場合が該当しました。西脇市、黒田庄町の場合、3ページにありますように、区域面積につきましては1万3,247ヘクタール、農地面積につきましては1,245ヘクタールでございますの</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>で、法律の規定によりまして2つ以上の農業委員会を置くことはできません。したがって、新市に1つの農業委員会を置くいたします。</p> <p>次に、委員定数でございますが、3ページをごらんをいただきたいと思えます。</p> <p>委員には、選挙による委員と、農協と議会推薦による委員があり、現状は西脇市が選挙による委員が17人、選任による委員が6名、合計23人でございます。黒田庄町は選挙による委員は14人、選任による委員が4名で、合計18人でございます。</p> <p>合併後、農業委員会等に関する法律の施行令では、1,300ヘクタール以下の農地面積の場合の定数の基準は、20人以下となっておりますので、選挙による委員定数は担当区域との関係上、上限の20人といたします。なお、選任による委員数につきましては、農業委員会等に関する法律第12条におきまして、農業協同組合が推薦した理事1人と、議会が推薦した学識経験者5人以内と規定されております。それぞれ推薦いただくこととなります。</p> <p>次に、新設合併の場合、現在の農業委員会の委員は、すべてその身分を失うこととなりますが、選挙によって選出する委員にあっては、新たに選挙する方法が原則でございます。しかし、農業委員会は農地転用や権利移動の許認可を毎月こなしていかなければならないため、設置選挙で50日間の空白を置きますと、少なからず住民生活に影響を及ぼすことから、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足の日から1年以内の選挙を行う日まで在任することといたします。</p> <p>現状を申し上げますと、現在の農業委員会の任期は、両市町ともに平成17年の7月19日でございます。合併の期日が平成17年3月末でございますので、3カ月余りの在任特例を適用するということとなります。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>なお、選任による委員さんにつきましては、特例措置がないので、合併後速やかに委員を選出していただかなければなりません。</p> <p>4ページに先進事例を挙げておりますが、大体のところ合併後1年間の在任特例を適用しておりますが、あさぎり町につきましては、合併の日から50日以内の設置選挙をしております。</p> <p>以上、提案をさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>はい、協議第17号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて説明が終わりました。この協議第17号につきまして、この中の資料についてご質問があればお受けいたしたいと思えます。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
清瀬委員	<p>黒田庄町も西脇市もどちらも任期が17年の7月19日というご説明がありました。どちらも同じなんですね。ということですね、とりあえず。</p>
事務局長 清瀬委員	<p>そのとおりでございます。</p> <p>そうすると、一応、今17年の3月31日を目途に合併の話が協議をされておるわけですから、1年以内といいましても、その3カ月後、以降に選挙をしなくてはいけないということになるわけですね、それまでに。</p>
事務局長	<p>もしその合併の時期が、これ3月の31日を通り越しまして同じ年の10月1日、半年間ずれますと先に農業委員の選挙があって、再度発足した10月1日から1年以内に再度選挙をするというふうに理解してよろしいんですね。</p> <p>今、清瀬委員がおっしゃるような、今のところ、今17年3月末という中での、現状の中での提案でございますので、あとの部分についてはまた法律等は改正の中で新たなことが起これば、当然協議を願うと。今ところは、現状から申し上げますと3カ月余りの在任特例法の中で選挙をいただくという考え方でございます</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 371 389 405">内橋議長</p> <p data-bbox="268 546 389 580">事務局長</p>	<p data-bbox="448 315 820 349">ので、ご理解を賜りたいと。</p> <p data-bbox="475 371 879 405">何か、資料についてのご質問。</p> <p data-bbox="448 427 1321 521">ないようでございますので、次に協議第18号地方税の取扱いについて、事務局より提案説明を願います。</p> <p data-bbox="448 544 1321 638">協議第18号の提案説明をさせていただきたいと思います。資料の8ページをお開き願いたいと思います。</p> <p data-bbox="475 660 820 694">地方税の取扱いについて。</p> <p data-bbox="448 716 1321 871">(1) 個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p data-bbox="448 893 1321 1048">(2) 法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p data-bbox="448 1070 1321 1225">(3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p data-bbox="448 1247 1321 1402">(4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p data-bbox="448 1424 1150 1458">(5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p data-bbox="448 1480 1059 1514">(6) 鉱産税については現行のとおりとする。</p> <p data-bbox="448 1536 1321 1630">(7) 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整するというものでございます。</p> <p data-bbox="448 1653 1321 1747">まず、(1)の個人市民税でございますが、10ページをごらんをいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="448 1769 1321 1977">税率につきましては、地方税法に定めがあるため、差異がございません。納期については、西脇市は地方税法に定められた普通徴収の4期と、特例による集合徴収10期を採用しております。黒田庄町は、普通徴収のみと差異がありますので、西脇市の例に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>より調整するいたします。ただし、17年度末までは現行の納期を継続いたします。</p> <p>(2)の法人市民税ですが、税率に差異がございます。西脇市の場合、地方税法に定められた制限税率の14.7%、黒田庄町は標準税率の12.3%を採用しております。よって、合併後は西脇市の例により統合することいたします。ただし、19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税といたします。この不均一課税につきましては、合併特例法第10条第1項により、新市の全域にわたって均一課税をすることが均衡を欠く場合には、合併から5年度に限り不均一課税をすることができるとされております。また、納期については差異がないため、現行のとおりいたします。</p> <p>次に、(3)の固定資産税ですが、税率は両市町とも地方税法で定められた標準税率の1.4%で、差異がございませんので現行のとおりとし、納期については西脇市の例により調整をいたします。ただし、平成17年度末までは現行の納期を継続いたします。</p> <p>次に、(4)の軽自動車税ですが、これも税率は両市町とも地方税法で定められた税率で、14ページに記載してありますとおり、例えば2輪のものにつきましては2,400円。4輪、自家用車は7,200円と差異がございませんので、現行どおりとし、納期については西脇市の例により5月11日から5月31日までに統合いたします。ただし、17年度末までは現行の納期を継続いたします。</p> <p>次に、(5)市たばこ税ですが、税率は両市町とも地方税法で定められた税率、1,000本当たり2,977円で、納期についても差異がございませんので、現行のとおりいたします。</p> <p>次に、(6)の鉱産税ですが、これも税率・納期とも差異がありませんので、現行のとおりとします。この鉱産税につきまして</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>は、両市町村とも今のところ該当する鉱業者はありません。</p> <p>(7) 都市計画税ですが、黒田庄町は都市計画区域を設けておらず、条例規程がございませんが、今後合併により必要な場合は都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整をいたします。</p> <p>16ページは先進地事例でございます。4カ所ともに新設合併でございます。税率に差異がある市町村につきましては、地方税法に定める標準税率を採用し、調整したところもありますが、宗像市のように、合併特例法第10条の規定を適用し、当分の間、不均一課税をしたところもございます。</p> <p>以上、説明を終わらせていただきます。以上でございます。</p> <p>はい、協議18号地方税の取扱いについての説明が終わりました。この協議第18号について、この資料についてご質問があればお受けいたしたいと思います。何かございませんか。はい、どうぞ。</p>
小林委員	<p>すみません。西脇市の小林です。今回の合併でデメリットといえますか、そういう考えでいきますと、やはり黒田庄町の法人が一時的な経過措置はあるにしても、税率が上がるというふうに思うんです。2年間ですか、こういう特例がありまして、その間是不均一という形になると思いますけども、それを黒田庄町の法人さんが了承してもらわないといけないというのが1点。</p> <p>もう1点は、やはり西脇市と黒田庄町と比べまして、非常に違うところはやはり納期の点ですね。納期の点でいきますと、黒田庄町さんが今まで普通の徴収のやり方をされているんですが、西脇市の場合はもう税目を全部一緒にしましてそれで納付してるとい形になりまして、あとで出てきますけども、例えば健康保険だけを収めたいというふうな形はできないということございまして、あと健康保険の未納の場合の資格者というような形の点がかなり違うかなというように思いますので、この辺は今後またい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>るい議論を深めていく必要があるかと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>(2)の法人市民税につひましては、17年度、18年度、19年度3カ年の経過であると。それから今西脇市の場合、集合徴収で国保も含めてやっとするわけなんでござひますが、今ここに挙げてます分に、国保税は含んでおりません。このあと、国保税の課税とあるんですけども、事務レベルの打ち合わせの中では、今委員さんがおっしゃったように新しく国保税の条例みたいなものをつくって別記でやる方法というのも、専門部会で協議をしております。きょうも若干、少し提案をさせていただくんですけど、その方向で動いてるという状況でござひますので、意見としてお聞きしたいと思ひます。</p>
内橋議長	<p>ほかに何かご質問。</p>
小林委員	<p>すみません。</p>
内橋議長	<p>はい、どうぞ。</p>
小林委員	<p>個々の税率についてはそれはいいんですけども、固定資産税で、多分これもまた黒田庄町と西脇市で評価の問題で出てくる可能性はあると思ひますね。ですから、そういうことは以降に協議されると思ひますけども、含んでいただいて協議をしていただきたいというように思っております。</p>
事務局長	<p>固定資産税の評価、県下、県の中で統一をいただく中で、市町村ごとに境界も含めて固定資産評価を、鑑定どおりやっとするわけなんですけど、こういう形で新しくまちができますと、その考え方の中で中心をどこへ持っていくというような問題が出てきます。そういう中で議論をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
内橋議長	<p>ほかに何かござひませんか。</p> <p>ないようでござひますので、次に協議第19号特別職の身分の取扱いについて、事務局より提案説明願ひます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>協議第19号について説明をさせていただきます。資料の17ページをごらんをいただきたいと思います。</p> <p>特別職の身分の取扱いについて。</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長。任期等は法令の定めるところにより、給料の額は西脇市の例により新市発足までに調整をする。</p> <p>(2) 議会議員及び農業委員会の委員。この報酬額については、協議でいろんな意見を聞かしていただきましたが、提案といたしましては報酬の額は西脇市の例により新市発足までに調整をする。</p> <p>(3) 教育委員会委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員。委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は西脇市の例により、新市発足までに調整する。</p> <p>(4) その他の特別職。その他の特別職(消防団を除きますが)新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額をもとに新市発足までに調整するという提案でございます。</p> <p>まず、特別職は合併の日の前日にすべて失職するという大前提がございます。そうしますと、新しい市長が誕生するまでの間は、市の執行はどうなるのかということ、18ページの表にまとめておりますので、ごらんをいただきたいと思います。</p> <p>市長につきましては、合併の日から50日以内に選挙をし、新市長が決定するまでの50日間については、あらかじめ市町長間で選定された者が、市長職務執行者となります。助役は空席となります。収入役は、市長職務執行者が代理者を選任をいたします。選挙管理委員会は、新市の発足により、市長等の選挙が急務となるために、暫定の委員会を設けなければならないことから、事前に両市町の委員の互選で、4人を選出します。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>そのほか、関係法令で暫定教育委員会と暫定の固定資産税審査委員会を設けなければならないことになっておりますので、教育委員会は現在の委員から5人を決定し、その中から委員の互選で教育長を決めます。</p> <p>固定資産税評価審査委員会の委員は、市長職務代理者が現在の委員の中から決定することとなっております。この資料を見ますと、3人以上となっておりますが、現実には今4人で調整をいたしておるところでございます。</p> <p>このほか、特別職につきましては新たに選任するまで空席となります。</p> <p>19ページからは、それぞれの特別職の報酬比較表になります。農業委員会委員までが、地方自治法により地方公共団体に置かなければならない執行機関でございます。</p> <p>委員の数や任期につきましては、法令で定めがありますので、その定めるところによることとします。ただし、議会議員、農業委員会委員につきましては、合併特例法による措置がありますので、別途に協定項目を設けて協議をすることとしております。報酬につきましては、両市町でかなりの差異がございますが、西脇市の例により新市発足までに調整することとします。その他特別職ですが、両市町にあるもの、一方にしかないもの、さまざまですが、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額をもとに新市発足までに調整することといたします。</p> <p>なお、消防団につきましては協定項目の 21で消防団の取扱いで別途協議をいたすところでございます。</p> <p>以上提案でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、協議第19号について、資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。ございませんか。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第20号使用料・手数料等の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p>協議第20号について提案をさせていただきます。資料22ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>使用料、手数料等の取扱いについて。</p> <p>(1) 各種施設の使用料については現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については可能な限り統一に努める。</p> <p>(2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るために、合併時に統一をする。</p> <p>(3) 道路占用料につきましては、合併時に西脇市の例により統合するという提案でございます。</p> <p>23ページから、両市町の施設使用料の現状ですが、同一または類似する施設を併記しております。使用料区分や単価に差異がございますので、可能な限り統一に努めるものいたします。</p> <p>32ページから手数料の現状です。32ページ、33ページは法令により定められた手数料で、原則差異がないはずですが、若干条例の整備が遅れてる部分で差異が生じております。</p> <p>34、35ページは、市町の条例により定められた手数料で、各種証明手数料1件につき西脇市が250円、黒田庄町が200円というのが基本になっております。</p> <p>35ページの中段の一般廃棄物処理業の許可手数料で、大きな差異がございます。手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一することいたします。</p> <p>36、37ページは道路占用料ですが、金額に差異はないのですが、黒田庄町では占用物件について定めてないものがありますので、合併時に西脇市の例により統合いたします。なお、保育料、し尿処理料、住宅使用料、上下水道料金については、事務事業の協定項目の中で協議することいたしますので、よろしくお</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>願いをしたいと思います。</p> <p>38ページには、関係法令、先進事例を載せております。その一番最後に県内の都市の手数料、これは住民票の交付手数料の状況を記載いただいています。1件300円というのが一番多いようでございます。</p> <p>提案説明は以上でございます。</p> <p>協議第20号使用料・手数料等の取扱いについて説明が終わりました。協議第20号について、この資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第21号国民健康保険事業の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p>それでは、協議第21号について提案輪させていただきます。資料の39ページをお願いいたします。</p> <p>国民健康保険税の取扱いについて。</p> <p>(1) 賦課方式については、現行のとおり4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)とする。</p> <p>(2) 保険税率については、合併後新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行どおりとする。</p> <p>(3) 保険税の納期については、西脇市の例により調整をする。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するという内容でございます。</p> <p>41ページから現況を記載しております。まず、賦課方式は両市町とも所得割、資産割、均等割、平等割の4方式に差異はございませんので、現行のとおりといたします。</p> <p>次に税率ですが、医療分についてかなりの差異がございます。1人当たりの保険税額を見ますと、西脇市が6万5,014円、黒田庄町が7万599円でございます。介護納付金分につきまし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ても、各税率に差異がありますが、1人当りの保険税額は大きな開きはありません。保険税率については、住民の一体性の確保や負担の公平性の原則の観点から、合併後新たな税率を定めることといたします。ただし、平成17年度末までは現行のとおりといたします。</p> <p>なお、この現行どおりとは、国民健康保険税は毎年4月1日を賦課期日とし、税率の改正を行っております。この取扱いのことを指しております。つまり、平成16年度はそれぞれの市町で定められた税率のとおりとし、17年度については、現在の市町ごとの税率を定めます。そして、18年度より新市における新しい税率を定めるということでございます。</p> <p>国民健康保険税につきまして、一般税率にそのように動かないでやるという考え方でなく、会計の中身を見ながら調整をするという意味でございます。</p> <p>次に納期ですが、納付回数は両市町とも10回と差異がないんですが、西脇市は6月から3月、黒田庄町は4月から7月、4月、7月暫定賦課し、8月に本算定をし、3月まで徴収しております。この納期につきましては、西脇市の例により調整することといたします。</p> <p>次に、運営協議会でございますが、この協議会は事業運営に関する重要事項、税率等を審議するため、各市町に設置されるものですが、委員の構成に差異がございます。協議会は、新市において新たに設置することといたします。</p> <p>42ページ中段に、国保所帯と被保険者数の集計を記載しております。</p> <p>両市町合計で国保所帯数は8,806所帯、加入率56.6%で、被保険者数は1万9,056人。加入率41.8%となっております。</p> <p>43ページは、関係法令と先進事例でございます。税率につい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>て、篠山市は合併時に統一とし、加東郡は合併直前の医療費の動向を考慮し、被保険者の急激な負担とならないよう、合併後に調整するとしております。</p> <p>以上、提案でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>協議第21号の国民健康保険事業の取扱いについて説明が終わりました。この協議について、この資料について、ご質問があればお受けいたします。ないようでございますので、次に協議第22号介護保険事業の取扱いについて、事務局より提案説明を願います。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第22号について説明をさせていただきます。資料の44ページをお願いいたします。</p> <p>介護保険事業の取扱いについて。</p> <p>(1) 保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。</p> <p>(2) 保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。</p> <p>(3) 保険料の減免措置については、合併時に再編をするというものでございます。</p> <p>49ページをごらんいただきたい。まず、介護保険の仕組みについて、若干触れさせていただきます。介護保険は40歳以上のすべての人が保険料を負担し、介護が必要な方を支えるもので、介護が必要となったときサービスを受けながら安心して老後を過ごせるための制度です。</p> <p>この介護保険の保険給付に要する費用は、国、県、市町の公費負担が50%で、残りの50%を65歳以上の方である第1号被保険者と、40歳から64歳の方である第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。</p> <p>第1号被保険者の保険料は、サービス量の見込みに応じて個々</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>の保険者が決定することとなります。なお、介護保険制度は3年ごとに介護保険事業計画の見直しが図られ、保険料についても原則3カ年間同額とされています。</p> <p>また、給付の対象者は65歳以上で要介護・支援状態の認定を受けた場合に利用することができます。</p> <p>46ページに戻っていただきたいと思いますが、両市町の現状ですが、第1号被保険者の保険税率は、先ほど申しましたように、両市町それぞれ介護保険事業計画により、現在平成15年度から17年度までをこの表のように定めております。基準額ですが、西脇市が年3万8,400円、黒田庄町が年4万4,400円と差異がございます。</p> <p>第3段階の、本人が住民税非課税のものを基準として、第1段階で0.5、第2段階が0.75、第4段階が1.25、第5段階が1.5という補正をかけた保険料となっております。</p> <p>18年度以降の保険料につきましては、17年度に策定する新市介護保険事業計画において統一の保険料率を定めることといたします。</p> <p>保険料の普通徴収にかかる納期につきましては、6月から3月までの10期と差異がございませんので、現行どおりとします。</p> <p>次に、保険料の減免措置についてですが、西脇市の場合、減免措置として規定され、実施されておりますが、黒田庄町の場合減免措置に加え、軽減措置の規定があります。両市町差異がございます。したがって、保険料の減免措置については、合併時に再編し、統一することといたします。</p> <p>48ページに先進事例、49ページに関係法令を記載しております。ごらんをいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。</p> <p>協議第22号の介護保険事業の取扱いについて、説明が終わりました。協議第22号について、資料についてのご質問があれば</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
宮崎(正)委員	<p>お受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>ちょっとさかのぼってしても、申しわけないんですけども、39ページの国民健康保険事業の取扱いのところ、出産育児一時金の対比参考額についてですが、その資料はございますでしょうか。</p>
内橋議長	<p>39、何ページでしょうか。</p>
宮崎(正)委員	<p>39ページの国民健康保険事業の取扱いのところの資料で、ですから41ページ、42ページ、そのあたりのところで、出産育児一時金の市町の現行の額とかはわかりませんか。</p>
内橋議長	<p>わかりますか、出産金。</p>
事務局長	<p>両市町とも差異はございません。30万というように教えていただきました。</p>
内橋議長	<p>ほかに何かご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、以上でこの事前提案事項については終了いたします。</p>
事務局長	<p>次に、その他といたしまして、この協議日程について事務局より報告を申し上げます。</p>
事務局長	<p>次回の日程でございますが、このお渡しした資料で2月の19日金曜日と記載しておりますが、2月19日木曜日でございます。訂正をお願いしたいと思います。場所は、黒田庄町中央公民館でございます。2月19日の木曜日、黒田庄町の中央公民館で開催させていただきます。よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>それから、3月第5回目になるわけなんです、3月19日金曜日、これは西脇市コミュニティセンター西脇区会館で開会を予定しております。この場所と違いまして、まちの中にあるので、お間違えのないようによろしく願いをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	協議会の日程について報告がありました。特にご意見がなければこの日程で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
北脇委員	日程については何も問題ないんですけども、今度の、次回の提案事項については、議会のいわゆる身分の取扱い、これはまあ両議会で今議長ともお話しとったんですが、調整なりをしますけれども、ここでの協議、ほかについてのその説明、議会を通しての説明もかなりしたいんで、そちら側からのいろいろ意見もありましようしね、ちょっと時間の方がね、これ今日なんかの日程で1時半でこういう連続でやってもこういう時間になりますので、ちょっと昼まで1時間ほど早めにやってもろてですね、これは提案ですからほかの人の意見も聞いてほしいんですけどね。1時間ほどやってやっぱりちょっと休憩もしてもろて、しっかり議論をやりたいなと思うんですけども。
内橋議長	議員さんの日程。
北脇委員	いや、今後こういうような、いわゆるいろんなことでね。
内橋議長	進め方ね。はいはい。
北脇委員	かなり重要な面に入ってきますので、しっかり審議やりたいと思うんですけども、ちょっと1時半から今日連続でやっても大体こういう時間になりますし、ちょっと1時間ほどだけでも、せめて1時間ほどだけでも早めてもろたら、ちょっとありがたいと思うんですけどね。まあほかの人の意見も聞いてほしいんですけども。
内橋議長	<p>一度そういったご意見を踏まえて、議案にもよりけりやなどは思いますけれども、よく調整させていただいて、いたしたいというように思います。</p> <p>とりあえず、この2月の19日と3月19日という日程で進めてさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。それぞれあるかもわかりませんが、ぜひひとつよろしく願いをいたしたいと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
宮崎(好)委員	<p>大変お忙しいことと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。はい、どうぞ。</p> <p>小さなことを言うんですけど、この事前協議の案、今いただきまして、また10日前に協議事項と同じ冊子が来るんですけど、これ行財政改革のもとに何もなっていないなど。その検討をしているのに、必要じゃないと思うんですけど、どうなんでしょうか。次の提案資料として協議事項という目録だけあれば、中身は今いただいているんですから、ちょっと。</p> <p style="text-align: center;">（「色変えてあるんですか」の声あり）</p> <p>いや、色は変わってません。そこら辺、どうなんかなと思いました。</p>
事務局長	<p>委員さん方はそういう形でこうやっていただけたら、本当に効率的なんですけど、すみません、これこういう歴史的なことです。後の保存の問題、それから公開の問題、そういうふうな中で事前提案をした、この内容同じだから次の協議事項の方に差しかえたらいいがいという中で、正式文書残しておくためには若干経費がかかるんですけども、やはり項目が変わるごとに事前提案から協議事項へ変わるとに、こういう形でお示さしていただきたいというのが事務局の考え方でございます。</p> <p>おっしゃる意味はよくわかるんですけど、とりあえず情報公開等も含めてこういう会議でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。</p>
内橋議長	<p>そういうことでございますので、よく理解をするところでございますが。</p>
事務局長	<p>事務局より、ほかに何かありますか。</p> <p>恐れ入りますが、事務連絡で申しわけございません。何回も申し上げますけどまちづくりの小委員会の委員さん、申しわけございません。この後終わりましたら少しだけその場でお残りをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	ほかに、委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思えます。
宮崎(正)委員	次回2月19日は1時半でよろしいですか。
内橋議長	とりあえずは1時半ということにさせていただきますが、この議案の内容もでございますので、それができるだけ早くご通知を申し上げたいというように思いますが、今の予定は午後1時半ということとさせていただきます。
宮崎(正)委員	個人的な希望なんです、民間人の私たちとしたら、前もって時間を裂かれるよりは、この後に引きずった方がまだ精神的には負担が少ないのですが、個人的な意見ですけど。
内橋議長	ということは、時間は。
東野副会長	だからそのまま構わないか、前もってか、2つに分けるか。1時はどうなんでしょう。例えば30分繰り上げて13時。
内橋議長	<p>今1時半となっとなるのでさせていただきますが、やっぱり午前、午後と分けるということになるとね、だからそれぞれ皆お仕事の中で、なかなか難しいんじゃないかと思えますんで、日によっては遅くなることは出てこようと思えます。今から核心に触れるようなこともたくさん出てくると思えますんで、その辺はひとつロングランになりますけれども、休憩もしながらやっていきたいと思えますんで、ひとつよろしく。</p> <p>ほかに何かこの際ございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会にさせていただきますというふうに思えます。</p> <p>本日、委員の皆さん方には、非常にお忙しい中、ご出席を賜りまして、長時間にわたり熱心にご協議をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>また傍聴にお越しをいただきました方々につきまして、本当にどうもありがとうございました。</p> <p>1月に入りましてますます寒さが厳しくなっております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>どうぞ委員の皆様方には風邪などをひかれませんように、ご自愛をしていただきたいと思います。</p> <p>来月の協議会につきましても、今回同様よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>これをもちまして、第3回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会をいたします。どうもありがとうございました。</p> <p>(「ありがとうございました」の声あり)</p>